



SOCIETE GENERALE
Asset Management

りそな・日本株オープン
追加型株式投資信託 / 国内株式型(一般型)

**投資信託説明書
(目論見書)
2008年11月**

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント



SOCIETE GENERALE
Asset Management

りそな・日本株オープン

追加型株式投資信託 / 国内株式型（一般型）

投資信託説明書（目論見書）訂正事項分

2009.05

1. この投資信託説明書（目論見書）により行う「りそな・日本株オープン」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成20年11月20日に関東財務局長に提出しており、平成20年11月21日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成21年5月20日に関東財務局長に提出しております。
2. 「りそな・日本株オープン」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

りそな・日本株オープン

追加型株式投資信託 / 国内株式型（一般型）

投資信託説明書（交付目論見書）訂正事項分

2009.05

1. 「りそな・日本株オープン」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成20年11月20日に関東財務局長に提出しており、平成20年11月21日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成21年5月20日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「りそな・日本株オープン」の価額は、同ファンドに実質的に組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受け基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

・投資信託説明書（交付目論見書）の訂正理由

平成21年5月20日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「りそな・日本株オープン」の投資信託説明書（交付目論見書）2008年11月（以下「原交付目論見書」といいます。）の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

・訂正の内容

原交付目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。

投資信託説明書（交付目論見書）の概要

記載内容が以下のとおり更新訂正されます。

(訂正前)

受 託 会 社	りそな信託銀行株式会社
---------	-------------

(訂正後)

受 託 会 社	株式会社りそな銀行
---------	-----------

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

りそな・日本株オープン（以下「ファンド」といいます。）

(2) 内国投資信託受益証券の形態等（原交付目論見書1ページ）

単位型・追加型の別：追加型

指定格付機関による格付け : 格付けは取得しておりません。

(訂正前)

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、りそな信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(訂正後)

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

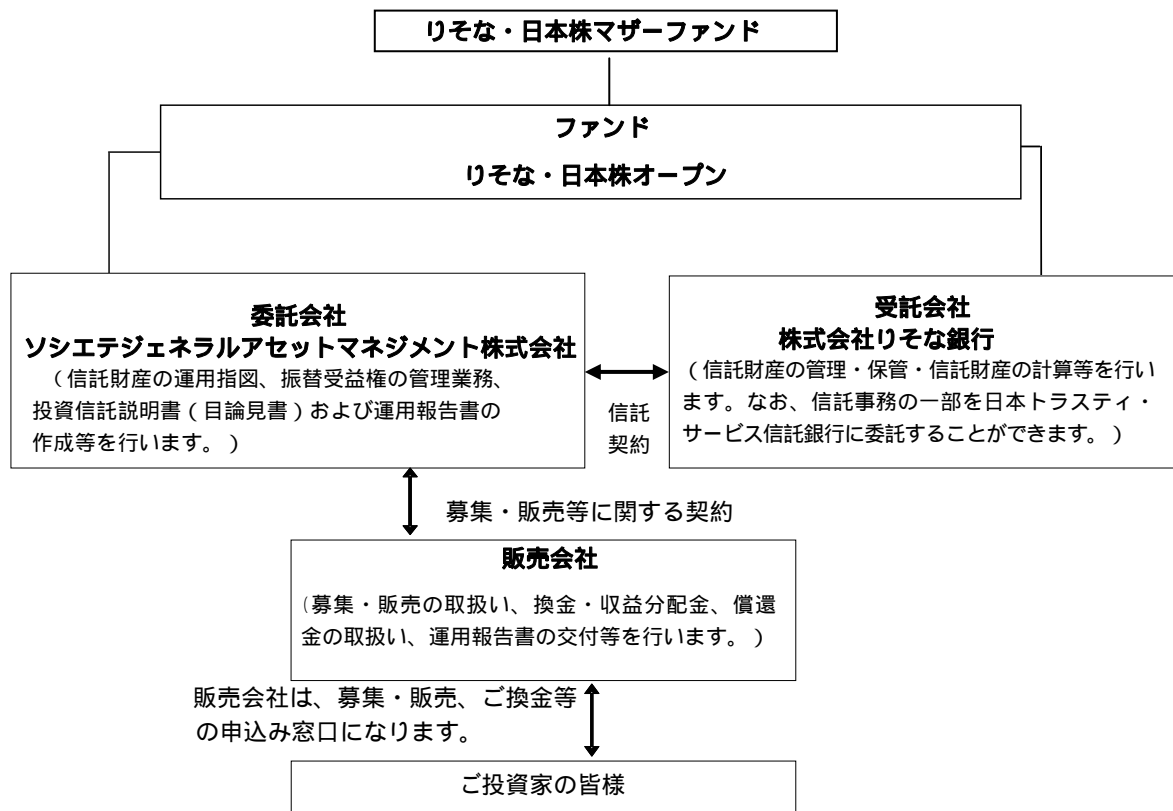
第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(2) ファンドの仕組み（原交付目論見書6ページ）

ファンドの関係法人および関係業務が、以下の内容に変更されます。



4 手数料等及び税金

(4) その他の手数料等（原交付目論見書21～22ページ）

記載内容が以下のとおり更新訂正されます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前記に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

この場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

(5) 課税上の取扱い（原交付目論見書22～23ページ）

記載内容が以下のとおり更新訂正されます。

個人の受益者に対する課税

- 収益分配金のうち課税扱い（配当所得）となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となり、原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。
- 解約時および償還時における差益は譲渡所得とみなして課税され、税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）となります（特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。）。確定申告により、申告分離課税を選択した場合、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と上場株式等の譲渡損益との損益通算をすることが可能です。ファンドは、配当控除が適用される場合があります。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約請求時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税）、平成24年1月1日からは15%（所得税）の税率で源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。

ファンドは、益金不算入制度が適用されます。

個別元本について

- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
 - 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
 - 3) 振替受益権については振替受益権ごとに同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
 - 4) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。
- 「特別分配金」については、下記「収益分配金の課税について」をご参照ください。
- 収益分配金の課税について
（中略）

5 運用状況（原交付目論見書 24～27 ページ）

全文が以下のとおり更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。

(1) 投資状況

（平成21年3月31日現在）

資産の種類	国名	時価（円）	投資比率（％）
りそな・日本株マザーファンド受益証券	日本	1,414,535,362	99.65
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	4,964,462	0.35
合計（純資産総額）	-	1,419,499,824	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考）りそな・日本株マザーファンド

資産の種類	国名	時価（円）	投資比率（％）
株式	日本	1,935,150,500	97.65
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	46,635,210	2.35
合計（純資産総額）	-	1,981,785,710	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

平成21年3月31日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	りそな・日本株 マザーファンド	1,680,968,939	1.4790	2,486,153,061	0.8415	1,414,535,362	99.65

* 全 1 銘柄

* 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価比率をいいます。

* 投資信託受益証券の数量は、所有口数を表示しております。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考)リそな・日本株マザーファンド
投資有価証券の主要銘柄

(平成21年3月31日現在)

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	帳簿金額		時価評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	日本	株式	KDDI	情報・通信業	150	606,470.43	90,970,565	462,000.00	69,300,000	3.50
2	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	140,000	751.96	105,274,656	478.00	66,920,000	3.38
3	日本	株式	リコー	電気機器	54,000	1,741.00	94,014,000	1,163.00	62,802,000	3.17
4	日本	株式	三井住友フィナン シャルグループ	銀行業	18,000	6,750.00	121,500,000	3,410.00	61,380,000	3.10
5	日本	株式	横浜銀行	銀行業	137,000	521.02	71,379,740	418.00	57,266,000	2.89
6	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	16,200	5,700.00	92,340,000	3,400.00	55,080,000	2.78
7	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	18,200	4,680.00	85,176,000	3,020.00	54,964,000	2.77
8	日本	株式	ツムラ	医薬品	19,000	2,880.00	54,720,000	2,550.00	48,450,000	2.44
9	日本	株式	信越化学工業	化学	10,000	5,725.34	57,253,400	4,770.00	47,700,000	2.41
10	日本	株式	イオンクレジット サービス	その他金融業	50,000	1,093.78	54,689,000	894.00	44,700,000	2.26
11	日本	株式	出光興産	石油・石炭製品	6,000	5,226.05	31,356,307	7,380.00	44,280,000	2.23
12	日本	株式	日本電産	電気機器	10,000	4,589.44	45,894,451	4,400.00	44,000,000	2.22
13	日本	株式	住友信託銀行	銀行業	115,000	575.07	66,133,344	373.00	42,895,000	2.16
14	日本	株式	アサヒビール	食料品	36,000	1,778.10	64,011,888	1,176.00	42,336,000	2.14
15	日本	株式	住友商事	卸売業	50,000	799.89	39,994,793	843.00	42,150,000	2.13
16	日本	株式	三菱UFJフィナン シャル・グループ	銀行業	80,000	817.00	65,360,000	476.00	38,080,000	1.92
17	日本	株式	エア・ウォーター	化学	44,000	1,315.00	57,860,000	862.00	37,928,000	1.91
18	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	10,000	4,342.66	43,426,674	3,730.00	37,300,000	1.88
19	日本	株式	ダイハツ工業	輸送用機器	47,000	874.70	41,110,943	769.00	36,143,000	1.82
20	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	7,000	7,932.11	55,524,775	5,130.00	35,910,000	1.81
21	日本	株式	川崎重工業	輸送用機器	180,000	190.25	34,245,775	196.00	35,280,000	1.78
22	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	25,000	1,192.23	29,805,884	1,409.00	35,225,000	1.78
23	日本	株式	電源開発	電気・ガス業	12,000	3,077.80	36,933,628	2,920.00	35,040,000	1.77
24	日本	株式	任天堂	その他製品	1,200	31,217.82	37,461,384	28,450.00	34,140,000	1.72
25	日本	株式	アシックス	その他製品	50,000	589.16	29,458,275	678.00	33,900,000	1.71
26	日本	株式	椿本チエイン	機械	150,000	390.60	58,591,344	220.00	33,000,000	1.67
27	日本	株式	スズキ	輸送用機器	20,000	1,422.23	28,444,730	1,629.00	32,580,000	1.64
28	日本	株式	協和エクシオ	建設業	40,000	955.60	38,224,036	800.00	32,000,000	1.61
29	日本	株式	王子製紙	パルプ・紙	80,000	352.59	28,207,881	400.00	32,000,000	1.61
30	日本	株式	島津製作所	精密機器	50,000	547.33	27,366,617	629.00	31,450,000	1.59

* 上位30銘柄

* 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額比率です。

業種別投資比率

(平成21年3月31日現在)

種類	地域	業種	投資比率(%)
株式	日本	銀行業	10.07
		電気機器	9.52
		情報・通信業	8.15
		医薬品	8.09
		化学	6.88
		輸送用機器	6.68
		卸売業	5.50
		その他製品	5.01
		その他金融業	4.62
		機械	4.14
		建設業	3.35
		小売業	3.22
		陸運業	3.12
		電気・ガス業	2.86
		食料品	2.85
		ゴム製品	2.77
		海運業	2.34
		石油・石炭製品	2.23
		パルプ・紙	1.61
		精密機器	1.59
		非鉄金属	1.24
		金属製品	0.97
		倉庫・運輸関連業	0.83
合計			97.65

投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各業種の時価評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成 21 年 3 月 31 日（直近日）現在、同日前 1 年以内における各月末およびファンド設定時からの各計算期間末におけるファンドの純資産総額および基準価額（1 万口当たりの純資産額）の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (平成15年8月20日)	2,199	2,218	11,048	11,148
第2期計算期間末 (平成16年8月20日)	3,646	3,745	11,095	11,395
第3期計算期間末 (平成17年8月22日)	3,679	3,828	12,365	12,865
第4期計算期間末 (平成18年8月21日)	3,129	4,652	11,309	16,809
第5期計算期間末 (平成19年8月20日)	3,626	3,626	10,589	10,589
第6期計算期間末 (平成20年8月20日)	2,639	2,639	8,313	8,313
第7期中間計算期間末 (平成21年2月20日)	1,350	1,350	4,472	4,472
平成20年3月末日	2,620	-	7,984	-
4月末日	2,976	-	9,143	-
5月末日	3,183	-	9,841	-
6月末日	2,922	-	9,103	-
7月末日	2,851	-	8,961	-
8月末日	2,655	-	8,397	-
9月末日	2,203	-	7,039	-
10月末日	1,674	-	5,427	-
11月末日	1,591	-	5,164	-
12月末日	1,581	-	5,154	-
平成21年1月末日	1,474	-	4,808	-
2月末日	1,378	-	4,566	-
3月31日（直近日）	1,419	-	4,719	-

分配の推移

計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期計算期間（平成14年11月29日～平成15年8月20日）	100
第2期計算期間（平成15年8月21日～平成16年8月20日）	300
第3期計算期間（平成16年8月21日～平成17年8月22日）	500
第4期計算期間（平成17年8月23日～平成18年8月21日）	5,500
第5期計算期間（平成18年8月22日～平成19年8月20日）	0
第6期計算期間（平成19年8月21日～平成20年8月20日）	0

収益率の推移

計算期間	収益率（％）
第1期計算期間（平成14年11月29日～平成15年8月20日）	11.48
第2期計算期間（平成15年8月21日～平成16年8月20日）	3.14
第3期計算期間（平成16年8月21日～平成17年8月22日）	15.95
第4期計算期間（平成17年8月23日～平成18年8月21日）	35.94
第5期計算期間（平成18年8月22日～平成19年8月20日）	6.37
第6期計算期間（平成19年8月21日～平成20年8月20日）	21.49
第7期中間計算期間（平成20年8月21日～平成21年2月20日）	46.20

（注）収益率の算出方法：

計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して 100 を乗じた数値です。

第2 財務ハイライト情報（原交付目論見書34～37ページ）

原交付目論見書の「第2 財務ハイライト情報」の後に以下の内容が新たに追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第6期中間計算期間（平成19年8月21日から平成20年2月20日まで）については内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成しており、第7期中間計算期間（平成20年8月21日から平成21年2月20日まで）については内閣府令第50号附則第4条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の中間財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号及び平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、第6期中間計算期間（平成19年8月21日から平成20年2月20日まで）については内閣府令第61号附則第3条により、内閣府令第61号改正前の投資信託財産計算規則及び内閣府令第79号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第7期中間計算期間（平成20年8月21日から平成21年2月20日まで）については内閣府令第61号及び内閣府令第79号改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ここに表示する中間財務諸表（「中間貸借対照表」および「中間損益及び剰余金計算書」）は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」（投資信託説明書（請求目論見書））から抜粋して記載しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期中間計算期間（平成19年8月21日から平成20年2月20日まで）及び第7期中間計算期間（平成20年8月21日から平成21年2月20日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けており、その証明にかかる中間監査報告書は当該中間財務諸表に添付されております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

りそな・日本株オープン

1 中間貸借対照表

(単位:円)

科 目	期 別	第6期中間計算期間末 (平成20年2月20日現在)	第7期中間計算期間末 (平成21年2月20日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		62,151,656	27,331,185
親投資信託受益証券		2,807,211,926	1,337,378,887
未収利息		681	37
流動資産合計		2,869,364,263	1,364,710,109
資産合計		2,869,364,263	1,364,710,109
負債の部			
流動負債			
未払解約金		1,122,389	135,778
未払受託者報酬		1,820,129	952,684
未払委託者報酬		25,481,715	13,337,514
その他未払費用		90,947	47,578
流動負債合計		28,515,180	14,473,554
負債合計		28,515,180	14,473,554
純資産の部			
元本等			
元本		3,312,633,527	3,019,473,147
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金()		471,784,444	1,669,236,592
(分配準備積立金)		155,731,619	140,484,288
元本等合計		2,840,849,083	1,350,236,555
純資産合計		2,840,849,083	1,350,236,555
負債純資産合計		2,869,364,263	1,364,710,109

2 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第6期中間計算期間 自 平成19年 8月21日 至 平成20年 2月20日	第7期中間計算期間 自 平成20年 8月21日 至 平成21年 2月20日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		146,463	27,517
有価証券売買等損益		637,436,978	1,184,361,156
営業収益合計		637,290,515	1,184,333,639
営業費用			
受託者報酬		1,820,129	952,684
委託者報酬		25,481,715	13,337,514
その他費用		90,947	47,578
営業費用合計		27,392,791	14,337,776
営業損失()		664,683,306	1,198,671,415
経常損失()		664,683,306	1,198,671,415
中間純損失()		664,683,306	1,198,671,415
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()		5,119,371	41,255,976
期首剰余金又は期首欠損金()		201,847,289	535,719,734
剰余金増加額又は欠損金減少額		92,932	28,326,412
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-	28,326,412
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		92,932	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		14,160,730	4,427,831
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		14,160,730	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-	4,427,831
分配金		-	-
中間剰余金又は中間欠損金()		471,784,444	1,669,236,592

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	第6期中間計算期間 自 平成19年 8月21日 至 平成20年 2月20日	第7期中間計算期間 自 平成20年 8月21日 至 平成21年 2月20日
1.運用資産の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2.費用・収益の計上基準		有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3.その他		当ファンドの計算期間は平成19年8月21日から平成20年8月20日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は平成19年8月21日から平成20年2月20日までとなっております。	当ファンドの計算期間は平成20年8月21日から平成21年8月20日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は平成20年8月21日から平成21年2月20日までとなっております。

当該投資信託約款に係る新旧対照表

追加型証券投資信託

りそな・日本株オープン

下線部 _____ は変更部分を示します。

約款の新旧対照表

新	旧
【信託の種類、委託者および受託者】 第1条 この信託は、…（略）…証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、<u>株式会社りそな銀行</u>を受託者とします。 （以下略）	【信託の種類、委託者および受託者】 第1条 この信託は、…（略）…証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、<u>りそな信託銀行株式会社</u>を受託者とします。 （同左）
【有価証券および金融商品の指図範囲等】 第16条 委託者は、信託金を、主としてソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、<u>株式会社りそな銀行</u>を受託者として（略）………を指図します。	【有価証券および金融商品の指図範囲等】 第16条 委託者は、信託金を、主としてソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、<u>りそな信託銀行株式会社</u>を受託者として（略）………を指図します。
【信託事務等の諸費用】 第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 <u>委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。</u> <u>前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。</u> <u>第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。</u> <u>第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。</u>	【信託事務等の諸費用】 第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 <u>信託財産にかかる監査報酬の額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中より支弁するものとします。</u>

りそな・日本株オープン

追加型株式投資信託 / 国内株式型（一般型）

投資信託説明書（請求目論見書）訂正事項分

2009.05

1. 「りそな・日本株オープン」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成20年11月20日に関東財務局長に提出しており、平成20年11月21日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成21年5月20日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「りそな・日本株オープン」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

・投資信託説明書（請求目論見書）の訂正理由

平成21年5月20日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「りそな・日本株オープン」の投資信託説明書（請求目論見書）2008年11月（以下「原請求目論見書」といいます。）の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

・訂正の内容

原請求目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。

第4 ファンドの経理状況（原請求目論見書11～23ページ）

原請求目論見書の「1 財務諸表」の後に以下の全文が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第6期中間計算期間（平成19年8月21日から平成20年2月20日まで）については内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成しており、第7期中間計算期間（平成20年8月21日から平成21年2月20日まで）については内閣府令第50号附則第4条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の中間財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号及び平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、第6期中間計算期間（平成19年8月21日から平成20年2月20日まで）については内閣府令第61号附則第3条により、内閣府令第61号改正前の投資信託財産計算規則及び内閣府令第79号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第7期中間計算期間（平成20年8月21日から平成21年2月20日まで）については内閣府令第61号及び内閣府令第79号改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期中間計算期間（平成19年8月21日から平成20年2月20日まで）及び第7期中間計算期間（平成20年8月21日から平成21年2月20日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年4月18日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

水守理智 

業務執行社員 公認会計士

亀井純子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・日本株オープンの平成19年8月21日から平成20年2月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそな・日本株オープンの平成20年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成19年8月21日から平成20年2月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書

平成21年4月17日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

水守理智 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

亀井純子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・日本株オープンの平成20年8月21日から平成21年2月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそな・日本株オープンの平成21年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成20年8月21日から平成21年2月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

りそな・日本株オープン

(1)中間貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第6期中間計算期間末 (平成20年2月20日現在)	第7期中間計算期間末 (平成21年2月20日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		62,151,656	27,331,185
親投資信託受益証券		2,807,211,926	1,337,378,887
未収利息		681	37
流動資産合計		2,869,364,263	1,364,710,109
資産合計		2,869,364,263	1,364,710,109
負債の部			
流動負債			
未払解約金		1,122,389	135,778
未払受託者報酬		1,820,129	952,684
未払委託者報酬		25,481,715	13,337,514
その他未払費用		90,947	47,578
流動負債合計		28,515,180	14,473,554
負債合計		28,515,180	14,473,554
純資産の部			
元本等			
元本		3,312,633,527	3,019,473,147
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金()		471,784,444	1,669,236,592
(分配準備積立金)		155,731,619	140,484,288
元本等合計		2,840,849,083	1,350,236,555
純資産合計		2,840,849,083	1,350,236,555
負債純資産合計		2,869,364,263	1,364,710,109

(2)中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第6期中間計算期間 自 平成19年 8月21日 至 平成20年 2月20日	第7期中間計算期間 自 平成20年 8月21日 至 平成21年 2月20日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		146,463	27,517
有価証券売買等損益		637,436,978	1,184,361,156
営業収益合計		637,290,515	1,184,333,639
営業費用			
受託者報酬		1,820,129	952,684
委託者報酬		25,481,715	13,337,514
その他費用		90,947	47,578
営業費用合計		27,392,791	14,337,776
営業損失()		664,683,306	1,198,671,415
経常損失()		664,683,306	1,198,671,415
中間純損失()		664,683,306	1,198,671,415
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()		5,119,371	41,255,976
期首剰余金又は期首欠損金()		201,847,289	535,719,734
剰余金増加額又は欠損金減少額		92,932	28,326,412
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-	28,326,412
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		92,932	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		14,160,730	4,427,831
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		14,160,730	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-	4,427,831
分配金		-	-
中間剰余金又は中間欠損金()		471,784,444	1,669,236,592

(3)中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	第6期中間計算期間 自 平成19年 8月21日 至 平成20年 2月20日	第7期中間計算期間 自 平成20年 8月21日 至 平成21年 2月20日
1.運用資産の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2.費用・収益の計上基準		有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3.その他		当ファンドの計算期間は平成19年8月21日から平成20年8月20日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は平成19年8月21日から平成20年2月20日までとなっております。	当ファンドの計算期間は平成20年8月21日から平成21年8月20日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は平成20年8月21日から平成21年2月20日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第6期中間計算期間末 (平成20年2月20日現在)	第7期中間計算期間末 (平成21年2月20日現在)
1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 3,312,633,527口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 3,019,473,147口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 471,784,444円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,669,236,592円
3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8576円 (10,000口当たり純資産額 8,576円)	3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.4472円 (10,000口当たり純資産額 4,472円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期中間計算期間 自 平成19年 8月21日 至 平成20年 2月20日	第7期中間計算期間 自 平成20年 8月21日 至 平成21年 2月20日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第6期中間計算期間 (自 平成19年 8月21日 至 平成20年 2月20日)

該当事項はありません。

第7期中間計算期間 (自 平成20年 8月21日 至 平成21年 2月20日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第6期中間計算期間 自 平成19年 8月21日 至 平成20年 2月20日	第7期中間計算期間 自 平成20年 8月21日 至 平成21年 2月20日
期首元本額 3,424,279,536円	期首元本額 3,174,785,857円
期中追加設定元本額 129,405,310円	期中追加設定元本額 12,222,439円
期中一部解約元本額 241,051,319円	期中一部解約元本額 167,535,149円

2. 売買目的有価証券の中間貸借対照表計上額等

第6期中間計算期間 (自 平成19年 8月21日 至 平成20年 2月20日)

該当事項はありません。

第7期中間計算期間 (自 平成20年 8月21日 至 平成21年 2月20日)

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

第6期中間計算期間 (自 平成19年 8月21日 至 平成20年 2月20日)

該当事項はありません。

第7期中間計算期間 (自 平成20年 8月21日 至 平成21年 2月20日)

該当事項はありません。

参考

りそな・日本株マザーファンド

当ファンドは「りそな・日本株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1「りそな・日本株マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(平成21年2月20日現在)
		金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		20,533,833
株式		1,853,876,600
未収配当金		2,148,600
未収利息		28
流動資産合計		1,876,559,061
資産合計		1,876,559,061
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		-
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本		
元本		2,358,530,621
剰余金		
欠損金		481,971,560
純資産合計		1,876,559,061
負債・純資産合計		1,876,559,061

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	自 平成20年 8月21日 至 平成21年 2月20日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式	原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準		(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

(平成21年2月20日現在)

1. 期首	平成20年8月21日
期首元本額	2,455,716,010円
期首より平成21年2月20日までの期中追加設定元本額	1,646,543円
期首より平成21年2月20日までの期中一部解約元本額	98,831,932円
期末元本額	2,358,530,621円
期末元本額の内訳	
りそな・日本株オープン	1,680,968,939円
りそな・S G 収益分配型日本株ファンド(隔月決算型)	677,561,682円
2. 元本の欠損の額	481,971,560円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.7956円
(10,000口当たり純資産額)	7,956円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 ファンドの現況

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。

純資産額計算書

平成21年3月31日現在

資産総額	1,426,475,721円
負債総額	6,975,897円
純資産総額(-)	1,419,499,824円
発行済数量	3,008,154,641口
1万口当たり純資産額(/)	4,719円

(参考)りそな・日本株マザーファンドの現況

純資産額計算書

平成21年3月31日現在

資産総額	1,981,785,710円
負債総額	-
純資産総額(-)	1,981,785,710円
発行済数量	2,354,966,735口
1万口当たり純資産額(/)	8,415円

第5 設定及び解約の実績（原請求目論見書 23 ページ）

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間 (平成14年11月29日～平成15年8月20日)	4,166,250,722	2,175,750,054
第2期計算期間 (平成15年8月21日～平成16年8月20日)	4,438,868,676	3,142,258,652
第3期計算期間 (平成16年8月21日～平成17年8月22日)	2,155,564,577	2,466,762,277
第4期計算期間 (平成17年8月23日～平成18年8月21日)	2,292,703,407	2,500,925,341
第5期計算期間 (平成18年8月22日～平成19年8月20日)	2,950,241,451	2,293,652,973
第6期計算期間 (平成19年8月21日～平成20年8月20日)	150,370,604	399,864,283
第7期中間計算期間 (平成20年8月21日～平成21年2月20日)	12,222,439	167,535,149



SOCIETE GENERALE
Asset Management

りそな・日本株オープン
追加型株式投資信託 / 国内株式型(一般型)

**投資信託説明書
(交付目論見書)
2008年11月**

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

1. 「りそな・日本株オープン」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成20年11月20日に関東財務局長に提出しており、平成20年11月21日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「りそな・日本株オープン」の価額は、同ファンドに実質的に組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受け基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

下記の事項は、この「りそな・日本株オープン」(以下「ファンド」という。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

■ ファンドにかかるリスクについて

ファンドは、主としてマザーファンドへの投資を通じて株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、組入有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」や「信用リスク」などがあります。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「第二部 ファンド情報 3 投資リスク」をご覧ください。

■ ファンドにかかる手数料等について

< 直接ご負担いただく費用 >

申込手数料

取得申込受付日の基準価額に 3.15%(税抜き 3.00%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

換金(解約)手数料

当ファンドには換金(解約)手数料はありません。

信託財産留保額 ありません。

< 間接的にご負担いただく費用 >

信託報酬

ファンドの純資産総額に年 1.575%(税抜き 年 1.500%)の率を乗じて得た額とします。

その他の費用

・監査報酬 ・有価証券売買時の売買委託手数料等

上記その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

これらの費用につきましては、事前に計算できないことから、実際にご負担いただく費用の金額や合計額、それらの上限額および計算方法は記載しておりません。詳しくは投資信託説明書(目論見書)をご覧ください。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「第二部 ファンド情報 4 手数料等及び税金」をご覧ください。



有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成20年11月20日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 出 川 昌 人
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそな・日本株オープン
募集内国投資信託受益証券の金額	継続募集額：上限 1 兆円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

投資信託説明書（交付目論見書）の概要		巻頭
第一部 証券情報		1
第二部 ファンド情報		4
第1 ファンドの状況		4
1 ファンドの性格		4
2 投資方針		8
3 投資リスク		18
4 手数料等及び税金		20
5 運用状況		24
6 手続等の概要		28
7 管理及び運営の概要		30
第2 財務ハイライト情報		34
第3 内国投資信託受益証券事務の概要		38
第4 ファンドの詳細情報の項目		39
約 款		巻末



投資信託説明書（交付目論見書）の概要

投資信託説明書（交付目論見書）の主要内容を概要としてまとめております。

ご投資家の皆様におかれましては、本概要を参考に本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

りそな・日本株オープン

商 品 分 類	追加型株式投資信託 / 国内株式型 (一般型)
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。
ベンチマーク	ありません。
ファンドのリスク	ファンドは、主としてマザーファンドへの投資を通じて、株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および収益の確保が保証されているものではありません。
信 託 期 間	原則として平成24年8月20日までとします。
決 算 日	年1回決算、原則8月20日。当該日が日本の休業日の場合は翌営業日とします。
収 益 分 配	原則として、決算時に基準価額水準等を勘案して分配を行う方針です。
お 申 込 日	毎営業日、取得のお申込みができます。
お 申 込 価 額	取得のお申込受付日の基準価額とします。
お 申 込 単 位	自動けいぞく投資コース : 1万円以上 1円単位 一般コース : 1万口以上 1万口単位
お 申 込 手 数 料 率	販売会社が独自に定める料率とします。本書作成日現在、お申込手数料は 3.15% (税抜き 3.00%) が上限となっております。
ご 解 約 (換 金)	・原則として毎営業日ご解約のお申込みができます。 ・ご解約代金の支払いは、ご解約のお申込受付日から起算して原則として5営業日目以降となります。
ご 解 約 価 額	ご解約のお申込受付日の基準価額とします。
信託財産留保額	ありません。
信 託 報 酬	純資産総額に対して年率 1.575% (税抜き 1.500%) を乗じて得た額とします。 信託報酬の内訳等詳細につきましては、投資信託説明書本文をご覧ください。
委 託 会 社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	りそな信託銀行株式会社



ファンドの取得申込みからご解約(ご換金)いただくまでにかかる費用および課税について

(課税については、個人の受益者に対する課税について記載しております。)

法人の受益者については、第二部ファンド情報 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取り扱いをお読みいただき、税務専門家にご相談下さい。)

時期	項目	対象	費用・税金			
お申込時	申込 手数料	基準価額 × 取得口数	上限:3.15%			
			手数料率については、販売会社が独自に定めます。			
収益 分配時	税金	普通 分配金	～平成 20 年 12 月 31 日		平成 21 年 1 月 1 日 ～平成 22 年 12 月 31 日	
			所得税率:7% 地方税率:3%		100 万円以下の部分 ⁽²⁾ 所得税率:7% 地方税率:3%	
					100 万円超の部分 ⁽²⁾ 所得税率:15% 地方税率:5%	
			所得税率:7% 地方税率:3%		所得税率:15% 地方税率:5%	
ご解約時 償還時	税金	個別元本 超過額	所得税率:7% 地方税率:3%		500 万円以下の部分 所得税率:7% 地方税率:3%	
					500 万円超の部分 所得税率:15% 地方税率:5%	

(1) 配当金・普通配当金等...上場株式(上場投資信託、上場不動産投資信託を含む。)の配当金および公募株式投資信託の普通分配金等

(2) 同一の支払者からの年間の支払金額が1万円以下のものは除きます。

(3) 譲渡所得等...上場株式の譲渡益ならびに個人の受益者が支払いを受ける公募株式投資信託の解約時および償還時の差益

買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

ファンドの収益分配金は、配当控除が適用されます。



りそな・日本株オープン 用語集

本投資信託説明書(交付目論見書)中で使用されている用語等についての簡単な解説です。

運用報告書	ファンドの運用状況を受益者に説明する報告書のことです。決算日ごと(毎月決算型の場合は6カ月経過ごと)および償還時に作成され、販売会社を通じて受益者の手元に届きます。
解約価額	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いたものです。信託財産留保額がないファンドについては、基準価額と同じになります。
株式投資信託	株式を少しでも組み入れることが可能なファンドをいいます。債券や短期金融商品も運用対象となるため、主として債券に投資するファンドや実際には株式を組み入れないファンドも分類されます。また、申込期間の違いにより、単位型と追加型に分類されます。
基準価額	ファンドの純資産総額を受益権総口数で割ったものです。設定当初は1口1円でスタートしますが、運用に応じて価額は変動します。なお、1口1円でスタートするものは便宜上1万口当たりの価額で表示されます。
個別元本方式	各受益者の取得元本をいいます。受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は追加購入のつど受益権口数で加重平均され算出されます。また、特別分配金を受取った場合は、当該特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。
収益分配金	ファンドの決算時に収益より支払われる金銭をいいます。当該分配金額を差し引いた(分配落ち)後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合、その下回っている部分は元本の払戻しとみなされ、特別分配金(非課税)となります。同額または個別元本を上回る場合は、全額が普通分配金(課税)となります。なお、分配は行われないこともあります。
純資産総額	ファンドに組み入れられている有価証券等の資産を時価で評価計算し、その合計に未収利息などの資産を加え、未払金などの費用総額を差し引いたもので、ファンドの規模を表します。
償還	ファンドの運用を終了することをいいます。予め決められた日(信託終了日)に運用を終了する満期償還と、信託終了日より前に運用を終了する繰上償還があります。
信託財産留保額	ファンドの解約の際、資金流出のために発生する有価証券の売却手数料などを、解約する受益者に負担してもらい、他の受益者の負担とさせないための費用です。
信託報酬	信託財産の中から委託会社・受託会社・販売会社などに支払われる報酬のことです。
追加型投資信託	ファンド設定後も、いつでも購入のお申込みができるファンドのことで、オープン型投資信託ともいいます。
特別分配金	収益分配金のうち、受益者の購入価額を下回る部分の分配は元本の払戻しとみなされ、特別分配金と呼ばれます。この部分については非課税扱いとなります。
ベンチマーク	ファンドの運用の目標となる指標をいい、運用実績を判断する目安となります。
ボトムアップ・アプローチ	個別企業の調査・分析に基づいた個別銘柄選択によってポートフォリオを構築する投資手法です。
ポートフォリオ	ファンドが運用対象として保有する株式や公社債などの資産構成および資産全体を指します。

(5) 申込手数料

お申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書提出日現在、この申込手数料率の上限は 3.15%（税抜き 3.00%）となっております。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

申込手数料率等は、各販売会社にお問い合わせください。また、委託会社（お問い合わせ窓口は、「(12)その他 その他」の末尾をご参照ください。）でもご照会いただけます。

(6) 申込単位

「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の 2 つのコースがあります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。また、各コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

申込コース	申込単位	
自動けいぞく投資コース	1 万円以上	1 円単位
一般コース	1 万口以上	1 万口単位

取得申込総金額（発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた額。以下同じ。）において 1 万円以上 1 円単位とします。

収益分配金を再投資する場合は、1 口単位とします。

取得申込時に販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。この場合、原則として収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

「定期引出」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を取り扱っている販売会社の本支店等においては、「定期引出」を選択することができます。

なお、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については「(12)その他 その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

(7) 申込期間

申込期間：平成 20 年 11 月 21 日から平成 21 年 11 月 20 日まで。

申込（継続募集）期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 申込取扱場所

ファンドの取得申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については「(12)その他 その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

販売会社によっては、一部の支店等で取扱いを行っていない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(9) 払込期日

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込総金額を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社（販売会社については「(12)その他 その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

各取得申込日にかかる発行価額の総額は、追加信託を行う日に、各販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、りそな信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）のファンド口座に払い込まれます。

なお、ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行しており、振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 払込取扱場所

取得申込総金額をお申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所については、上記「(8) 申込取扱場所」と同一です。

(11) 振替機関に関する事項

ファンドの振替受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

取得申込みの方法等

1) ファンドの取得申込みに際しては、販売会社所定の方法に基づきお手続きください。

2) 分配金の受取方法の違いにより、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」があります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受け取る「定期引出」を選択することもできます。

「一般コース」とは、収益分配時に分配金を受取るコースのことをいいます。

「自動けいぞく投資コース」を選択される場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。

3) 毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、ファンドの取得申込みを行う「投資信託定時定額購入プラン」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）につきましては、販売会社にお問い合わせください。

4) 原則として各営業日の午後 3 時（わが国の金融商品市場が半休日の場合は午前 11 時）までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とし、これを過ぎて行われるお申込みは翌営業日の受付分とします。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行しており、社振法の規定の適用を受け、前述「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（ご参考）

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

その他

委託会社へのお問い合わせ先

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前 9 時から午後 5 時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前 9 時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgam.co.jp/>

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的

親投資信託である「りそな・日本株マザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドは、追加型株式投資信託・国内株式型（一般型）に属し、運用はファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにおいて行う仕組みです。

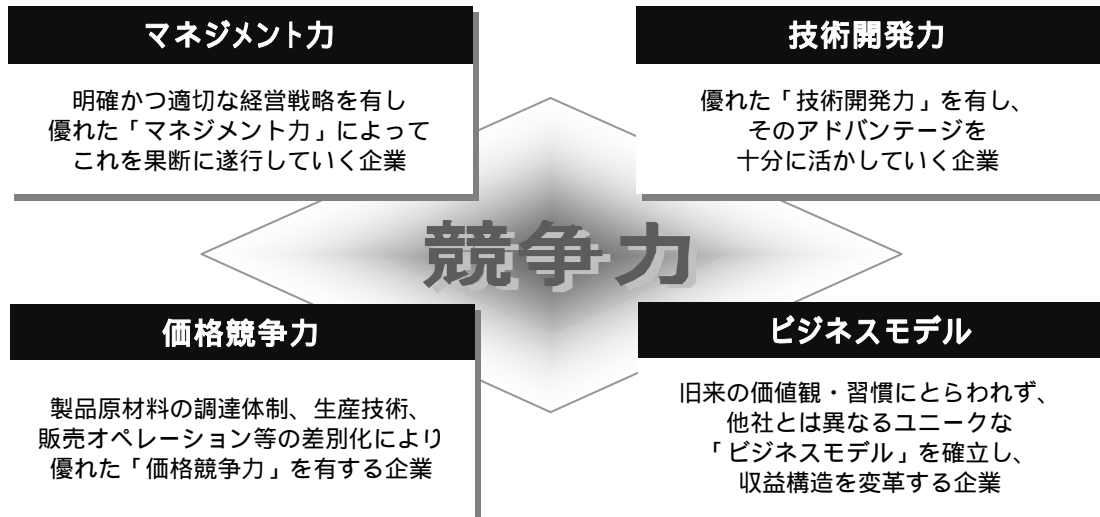
「国内株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会による分類方法において「約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの」とされるファンドをいいます。

信託金の限度額

信託金の限度額は、1 兆円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

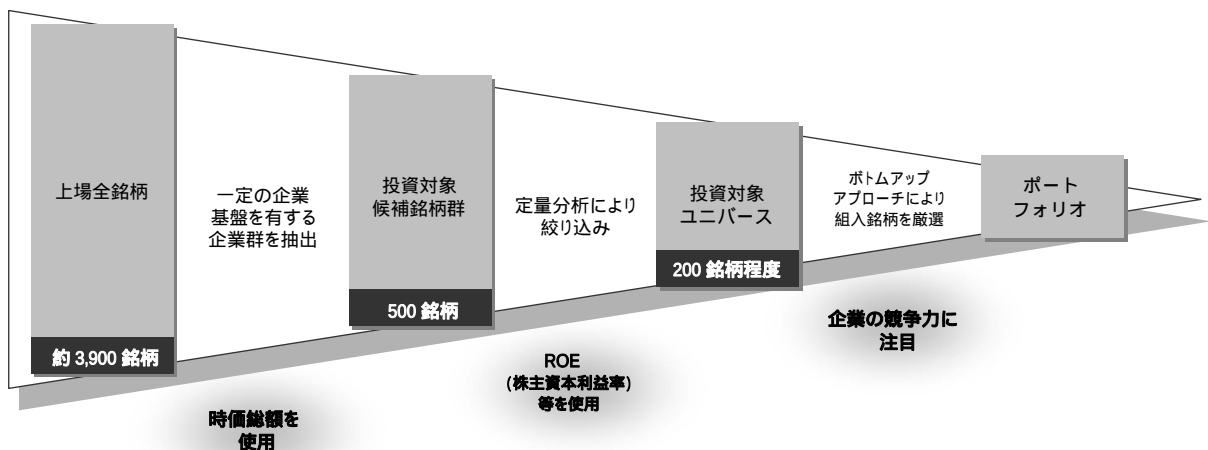
ファンドの特色

- 1) わが国の株式を主要投資対象とし、収益の持続的成長が期待できる企業に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- 2) 収益性、成長性、財務健全性等の基準を用いて定量分析を行うことにより、投資対象銘柄を絞り込みます。
- 3) 企業収益の持続的成長の基礎となる「競争力」に着目し、ボトムアップ・アプローチを用いて組入銘柄を厳選します。具体的には、以下のような企業に注目して組入銘柄を決定します。



ボトムアップ・アプローチとは、個別企業の分析に基づいて組入銘柄を決定する方法のことをいいます。

<< 銘柄選択のプロセス >>

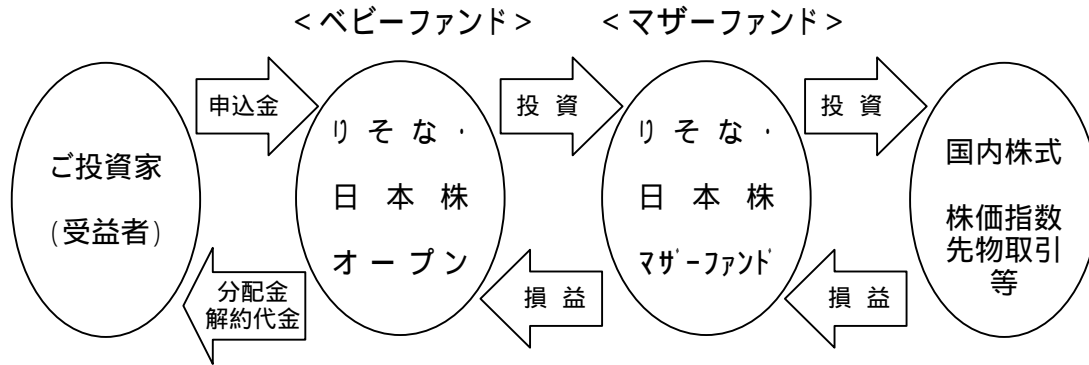


ROE とは、株主資本利益率 (Return On Equity) のことをいいます。株主から事業運営を委託された経営者が、株主から預託された資本をいかに効率よく利用しているかを表す指標です。

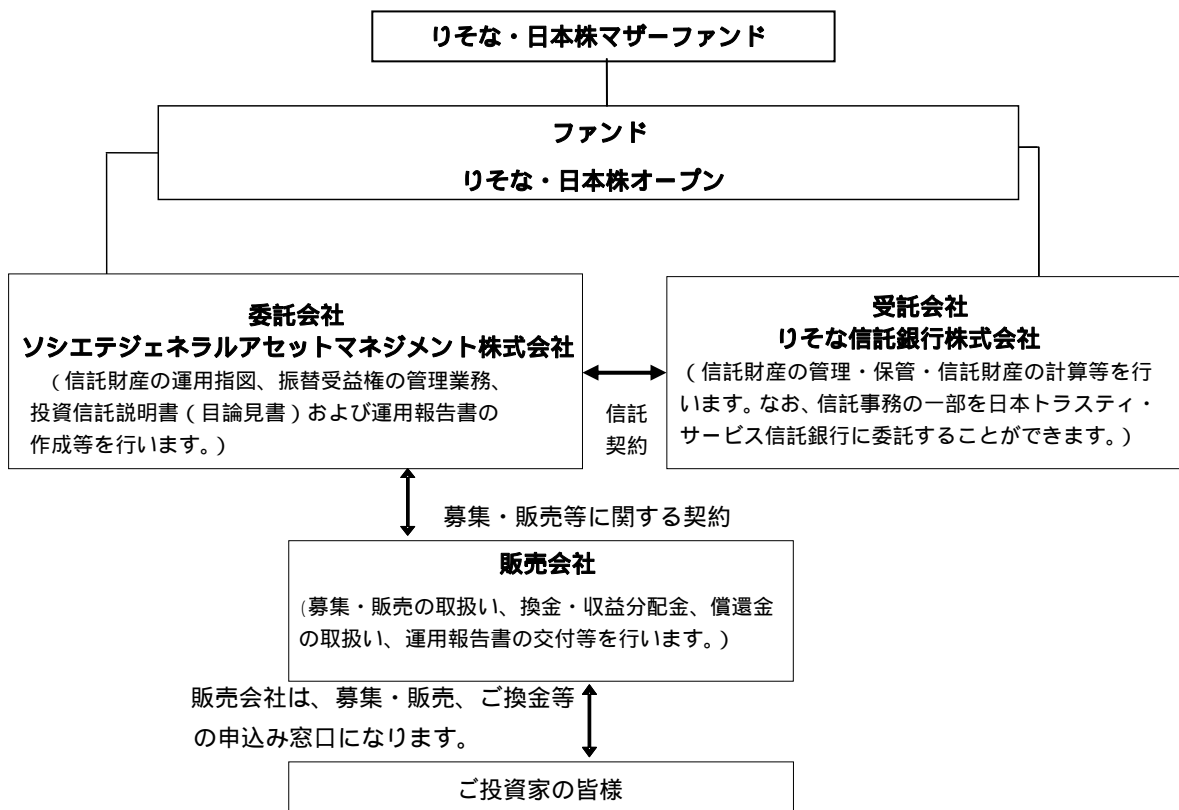
4)株式の実質組入比率は原則として高位を基本とします。

(2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは、以下の通りです。



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約 (信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

委託会社の概況

名 称 等	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長 (金商) 第 350 号)			
資本の額	12 億円			
会社の沿革	昭和 46 年 11 月 22 日 山一投資カウンセリング株式会社設立 昭和 55 年 1 月 4 日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成 10 年 1 月 28 日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社 (現 S G A M ノースパシフィック株式会社) が主要株主となる 平成 10 年 4 月 1 日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成 10 年 11 月 30 日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成 16 年 8 月 1 日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成 19 年 9 月 30 日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う			
大株主	名 称	住 所	所有株式数	比率
の状況	S G A M ノースパシフィック株式会社	東京都中央区日本橋兜町 5 番 1 号	2,400,000 株	100%

(本書作成日現在)

ソシエテ ジェネラル グループの表記について

本書において、ソシエテ ジェネラル アセット マネジメントを「**S G A M**」と表示することがあります。

ファンドの関係法人またはグループ会社の名称を以下のように示すことがあります。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント **S G A M**
(本社・フランス パリ)

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 **S G A M ジャパン**
(本社・日本 東京)

2 投資方針

(1) 投資方針

運用方針

信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

投資態度

- 1)主として「りそな・日本株マザーファンド」に投資します。
- 2)マザーファンドの主要投資対象は、わが国の金融商品取引所（本書において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）上場株式および金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式であり、投資態度は、次の通りです。
 - 1.強い競争力を有し、収益の持続的成長が期待できる企業に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。
 - 2.わが国の金融商品取引所上場株式および金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式のうち、一定の企業基盤を有する銘柄群（時価総額上位500銘柄）の中から、収益性、成長性、財務健全性等の基準を用いて定量分析を行うことにより、投資対象ユニバース（200銘柄程度）を作成します。定量分析に用いる基準として、株主から預託された資本を事業に投下して獲得したリターンを表す「ROE（株主資本利益率）」を重視します。
 - 3.企業収益の持続的成長の基礎となる「競争力」に着目し、他社に対する比較優位を将来にわたり維持していくことが見込まれる銘柄をボトムアップ・アプローチを用いて厳選し、株価水準も考慮して組入れます。具体的には、以下のような企業に注目して組入銘柄を決定します。
 - ・明確かつ適切な経営戦略を有し、優れた「マネジメント力」によってこれを果断に遂行していく企業
 - ・他社の追従を許さない優れた「技術開発力」を有し、そのアドバンテージを十分に活かしていく企業
 - ・製品原材料の調達体制、生産技術、販売オペレーション等の差別化により、優れた「価格競争力」を有する企業
 - ・旧来の価値観・習慣にとらわれず、他社とは異なるユニークな「ビジネスモデル」を確立し、収益構造を変革する企業
- 3)株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。
- 4)株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 5)ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

運用の形態

「ファミリーファンド方式」で運用を行います。当ファンドは、「りそな・日本株マザーファ

ンド」に投資し、実質的な運用はマザーファンドで行います。

(2)投資対象

主な投資対象

「りそな・日本株マザーファンド」を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。)にかかる権利のうち、次に掲げる権利

(1)有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)にかかる権利

(2)有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)にかかる権利

(3)有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)にかかる権利

(4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利

(5)金融先物取引のうち取引所金融先物取引等(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法第66号)第1条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和63年法第77号)第2条第1項に規定するものをいいます。)にかかる権利

(6)約款第23条に定めるスワップ取引にかかる権利

ハ．金銭債権

二．約束手形

2)次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を「りそな・日本株マザーファンド」および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券(金融商品取引法第2条第1項第3号で定

めるものをいいます。)

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図できます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

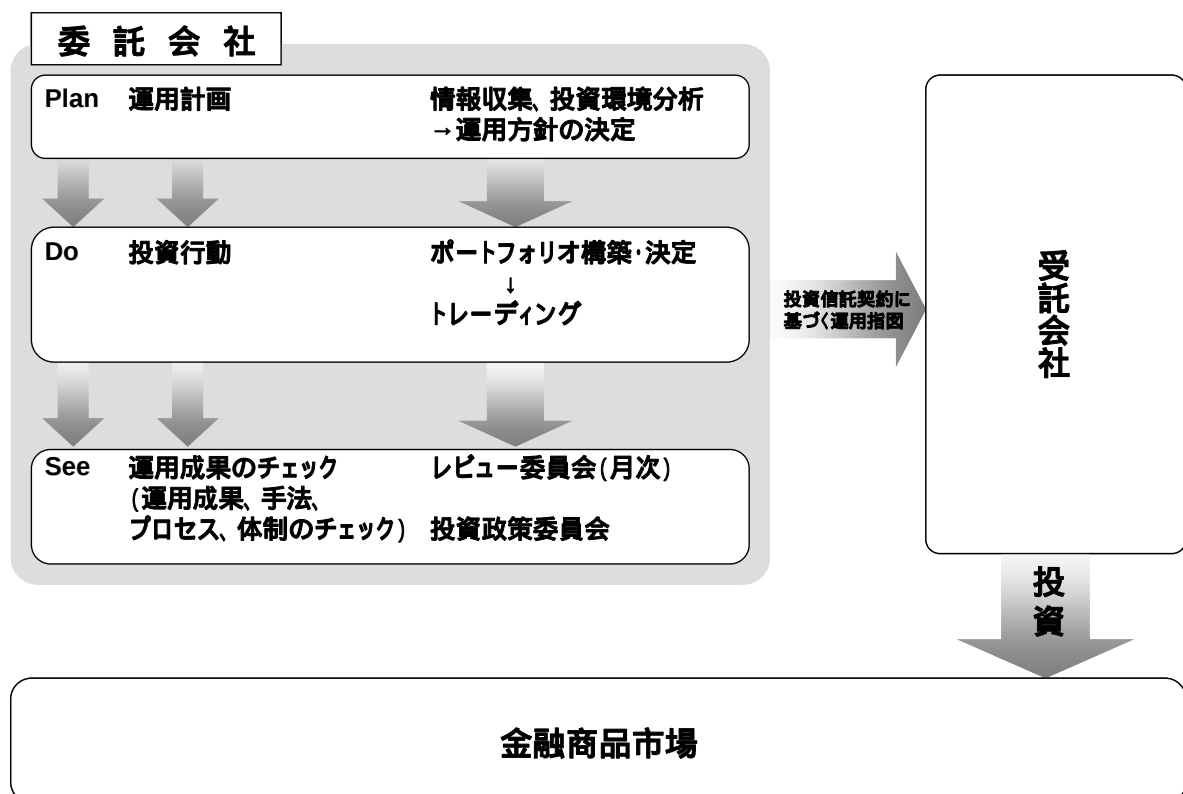
(3) 運用体制

投資戦略の決定および運用の実行

CIOに承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。



委託会社の運用体制は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの運用組織は以下のとおりとなっております。

運用計画・・・・・・・・運用本部各運用部、投資調査部、プロダクト別戦略会議（20名程度）
投資行動・・・・・・・・運用本部所属ファンド・マネージャー（5名程度）
運用成果のチェック・・レビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定
証券投資信託の運用に関する規則
内部管理体制に関する規程
服務規程（ファンド・マネージャー用）
クレジット委員会運用規定
証券先物取引に関する社内基準
各種業務マニュアル
コンプライアンス・マニュアル
リスク管理規則

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

(4) 分配方針

収益の分配

毎決算時（原則として毎年8月20日。ただし、決算日に該当する日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行うことを基本とします。

1) 分配対象額の範囲

繰越分を含めた、経費控除後の配当等収益¹および売買益等²（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 収益分配金額

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づき元本部分と同一の運用を行います。

- 1 配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額）は、諸経費（信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、信託財産の監査報酬、ならびに当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- 2 売買益（売買損益に評価損益を加減した利益金額）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産に生じた損失は、次期に繰越します。

(注) ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行しており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込の代金の支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して 5 営業日目までにお支払いを開始しています。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いしています。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されています。

(5) 投資制限

信託約款に基づく投資制限

(イ) 株式への投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

(ロ) 新株引受権証券等への投資制限

- 1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 前記 1) において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ハ) 投資信託証券への投資制限

- 1) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 前記 1) において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(二) 投資する株式等の範囲

- 1) 委託会社が投資することを指図をする株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよびわが国の金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 前記 1) にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託

会社が投資することを指図することができるものとします。

(ホ) 同一銘柄の株式等への投資制限

- 1) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図を行いません。
- 2) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- 3) 前記 1) および 2) において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該銘柄の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ヘ) 同一銘柄の転換社債等への投資制限

- 1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 前記 1) において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ト) 信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券の売り付けなどの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 前記 1) の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、前記 2) の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うこととします。

(チ) 先物取引等の運用指図

- 1) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。) 有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。) および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と

類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）

- 2) 委託会社は、わが国の取引所における金利の先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（リ）スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 前記 3)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

（ヌ）有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- 2) 前記 1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

（ル）有価証券の空売りの指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または約款の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 前記 1) の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、前記 2) の売り付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(ヲ) 有価証券の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2) 前記 1) の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、前記 2) の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4) 前記 1) の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(ワ) 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

(カ) 資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
- 3) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引法等により、次に掲げる取引は制限されます。

(イ) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用指図を行う、すべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式の総発行株式の数にかかる議決権の総数の 50% を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(ロ) デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

(参考)「りそな・日本株マザーファンド」の投資方針の概要

(1) 運用方針

わが国の金融商品取引所上場株式および金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

(2) 投資態度

強い競争力を有し、収益の持続的成長が期待できる企業に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

わが国の金融商品取引所上場株式および金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式のうち一定の企業基盤を有する銘柄群を対象として、収益性等の基準を用いて定量分析を行うことにより、投資対象ユニバースを作成します。

企業収益の持続的成長の基礎となる「競争力」に注目し、ボトムアップ・アプローチにより投資対象ユニバースの中から組入銘柄を厳選します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。

株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の 50% 以下とします。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

(3) 主な投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式および金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式を主要投資対象とします。

(4) 主な投資制限

株式の投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

りそな・日本株オープンは、マザーファンドへの投資を通じて、国内株式など実質的に値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。ファンドは投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

ファンドの主なリスクは次のとおりです。主に、株式に投資するリスクは から、マザーファンドを通して運用するファミリーファンド方式の影響は となります。

なお、これらはすべてのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払の遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が大幅に下落することがあります（ゼロになる場合もあります）。こうした影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

流動性リスク

短期間で大量の解約があった場合または大口の解約を受けた場合、解約資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、投資対象の市場規模の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

ファミリーファンド方式による影響

ファミリーファンド方式では、複数のベビーファンドが同一マザーファンドに投資する可能性があるため、当ファンドが他のベビーファンドによる設定・解約の影響を受け、基準価額が変動する場合があります。

投資信託と預貯金者・投資者等保護制度との関係について

投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象とはなりません。

(2) その他の留意点

ファンドの繰上償還

当ファンドは、受益権の残存口数が20億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

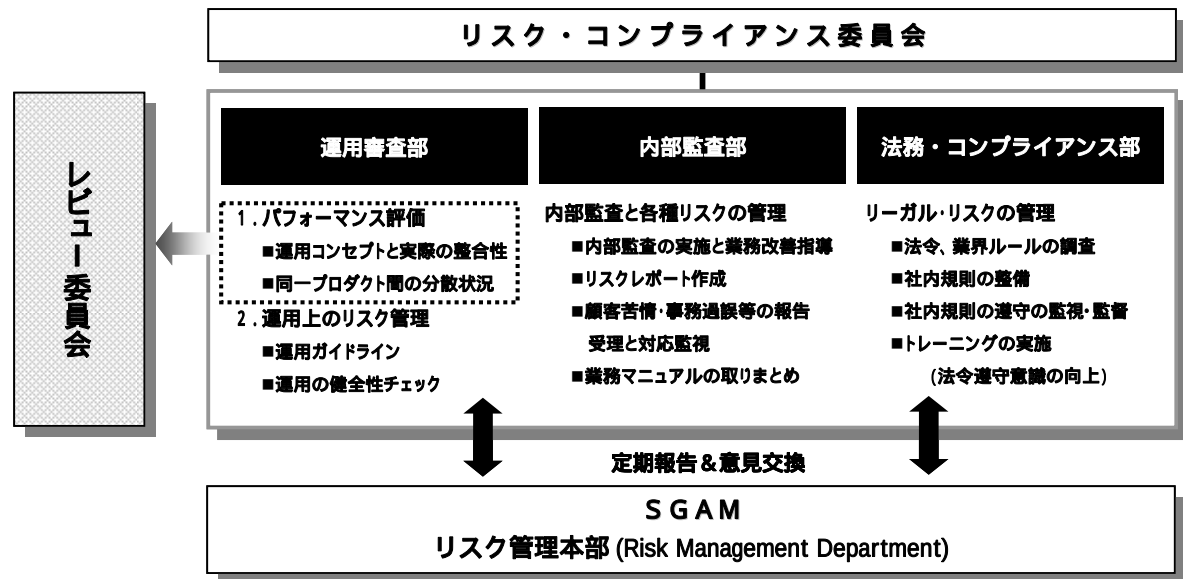
解約の中止

金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、解約請求の受付が中止されることがあります。

(3) リスク管理体制

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性を踏まえたパフォーマンス評価・検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制



上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

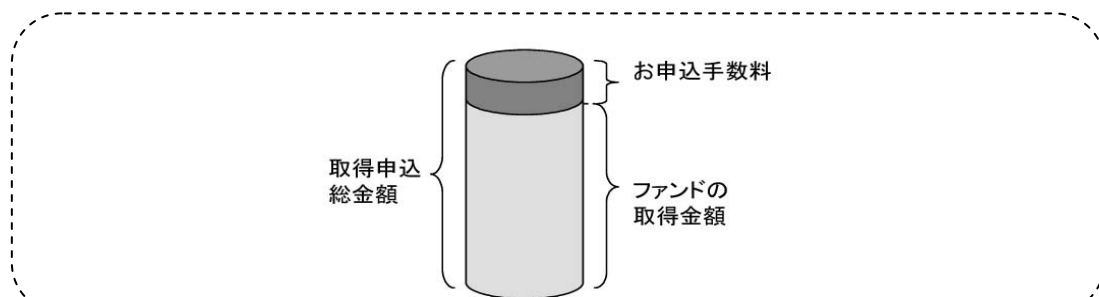
4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の1口当たりの基準価額に、取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書提出日現在、この申込手数料率は3.15%（税抜き3.00%）が上限となっております。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

< 取得申込時にお支払いいただく金額 >



申込手数料率等は、各販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前 9 時から午後 5 時まで
(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前 9 時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgam.co.jp/>

(2) 換金 (解約) 手数料

換金 (解約) 手数料および信託財産留保額はありません。なお、ファンドが投資対象とする各マザーファンドにおいても信託財産留保額はありません。

「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保されます。

(3) 信託報酬等

・ 信託報酬等の額

- 1) 委託会社 (販売会社が受取る報酬を含みます。) および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 の 157.5 (税抜き 150) の率を乗じて得た額とします。
(内訳は以下の通りとなります。)

委託会社	販売会社	受託会社
年 10,000 分の 73.5 (税抜き 70)	年 10,000 分の 73.5 (税抜き 70)	年 10,000 分の 10.5 (税抜き 10)

- 2) 信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月を経過した日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産の中から支払います。

- 3) 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬の支払いのときに信託財産の中から支払います。

(4) その他の手数料等

信託事務等の諸費用

- 1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は受益者の負担とし、信託財産の中から支払います。
- 2) 信託財産の監査報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の 6 ヶ月を経過した日および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産の中から支払います。

その他の費用

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用等は信託財産の負担とします。この他に、これらの手数料および費用にかかる消費税等相当額についても信託財産の負担とします。

(5) 課税上の取扱い

受益者に対する課税については、以下の取扱いになります。

個人の受益者に対する課税

<平成 20 年 12 月 31 日まで>

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税 7 %および地方税 3 %）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度も適用されます。

収益の分配および解約時・償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。

<平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日まで>

- 収益分配金のうち課税扱い（配当所得）となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成 22 年 12 月 31 日までは 10%（所得税 7 %および地方税 3 %）、平成 23 年 1 月 1 日からは 20%（所得税 15 %および地方税 5 %）となり、原則として、確定申告は不要です。

ただし、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までは 1 年間に受け取る上場株式等（上場株式および公募株式投資信託をいいます。以下同じ。）の配当所得（1 銘柄当たりの年間の支払金額が 1 万円以下のものを除きます。）の合計額が 100 万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、総合課税または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100 万円以下の部分については 10%（所得税 7 %および地方税 3 %）、100 万円を超える部分については 20%（所得税 15 %および地方税 5 %）となります。

- 解約時および償還時における差益（譲渡所得とみなして課税されます。）にかかる税率は、平成 22 年 12 月 31 日までは 10%（所得税 7 %および地方税 3 %）となります（特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。）。ただし、1 年間の上場株式等の譲渡益の合計額が 500 万円を越える部分の税率は 20%（所得税 15 %および地方税 5 %）となり、確定申告が必要となります。

<平成 23 年 1 月 1 日以降>

金額にかかわらず 20%（所得税 15 %および地方税 5 %）の税率が適用されます。

ファンドは、配当控除が適用されます。

買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成 21 年 3 月 31 日までは 7 %（所得税）

平成 21 年 4 月 1 日からは 15%(所得税)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります(地方税の源泉徴収はありません。)。

ファンドは、益金不算入制度が適用されます。
買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

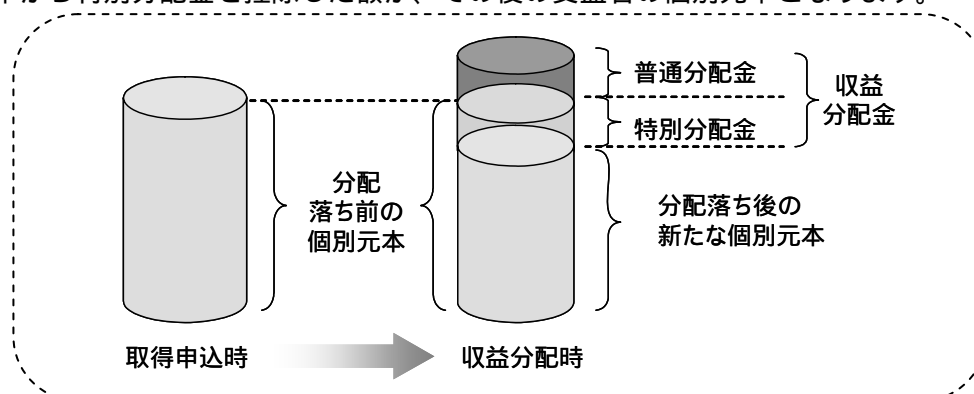
- (イ)追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料は含まれません。)が受益者の元本 (個別元本) にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- (ハ) ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- (ニ) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。

「特別分配金」については、下記「 収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分) の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準等を保証するものではありません。

税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

5 運用状況

(1) 投資状況

平成 20 年 9 月 30 日現在

資産の種類	国名	時価（円）	投資比率（％）
りそな・日本株マザーファンド受益証券	日本	2,195,073,732	99.60
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	8,879,949	0.40
合計（純資産総額）	-	2,203,953,681	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）りそな・日本株マザーファンド

平成 20 年 9 月 30 日現在

資産の種類	国名	時価（円）	投資比率（％）
株式	日本	2,940,162,300	96.42
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	109,136,453	3.58
合計（純資産総額）	-	3,049,298,753	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

平成20年9月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 （口）	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	りそな・日本株 マザーファンド	1,751,295,462	1.4790	2,590,165,989	1.2534	2,195,073,732	99.60

全 1 銘柄

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価比率をいいます。

投資信託受益証券の数量は、所有口数を表示しております。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) リそな・日本株マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

平成 20 年 9 月 30 日現在

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	帳簿金額		時価評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	230	675,000.00	155,250,000	630,000.00	144,900,000	4.75
2	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	24,400	5,700.00	139,080,000	5,250.00	128,100,000	4.20
3	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	122,200	817.00	99,837,400	893.00	109,124,600	3.58
4	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	23,200	4,680.00	108,576,000	4,370.00	101,384,000	3.32
5	日本	株式	コニカミノルタホールディングス	電気機器	81,000	1,534.00	124,254,000	1,187.00	96,147,000	3.15
6	日本	株式	ツムラ	医薬品	35,000	2,880.00	100,800,000	2,680.00	93,800,000	3.08
7	日本	株式	東洋水産	食料品	31,000	2,680.00	83,080,000	2,660.00	82,460,000	2.70
8	日本	株式	リコー	電気機器	54,000	1,741.00	94,014,000	1,447.00	78,138,000	2.56
9	日本	株式	商船三井	海運業	84,000	1,262.00	106,008,000	884.00	74,256,000	2.44
10	日本	株式	エア・ウォーター	化学	71,000	1,315.00	93,365,000	1,041.00	73,911,000	2.42
11	日本	株式	スタンレー電気	電気機器	47,300	2,120.00	100,276,000	1,522.00	71,990,600	2.36
12	日本	株式	三菱電機	電気機器	100,000	949.00	94,900,000	691.00	69,100,000	2.27
13	日本	株式	豊田通商	卸売業	49,100	1,882.00	92,406,200	1,353.00	66,432,300	2.18
14	日本	株式	アイシン精機	輸送用機器	25,900	2,710.00	70,189,000	2,525.00	65,397,500	2.14
15	日本	株式	キャノン	電気機器	17,100	5,040.00	86,184,000	3,820.00	65,322,000	2.14
16	日本	株式	三菱ＵＦＪリース	その他金融業	18,000	3,405.19	61,293,560	3,390.00	61,020,000	2.00
17	日本	株式	オリックス	その他金融業	4,800	13,420.00	64,416,000	12,580.00	60,384,000	1.98
18	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	96,000	890.00	85,440,000	622.00	59,712,000	1.96
19	日本	株式	ジェイ エフ イー ホールディングス	鉄鋼	18,400	4,510.00	82,984,000	3,180.00	58,512,000	1.92
20	日本	株式	マツダ	輸送用機器	138,000	556.00	76,728,000	418.00	57,684,000	1.89
21	日本	株式	野村不動産ホールディングス	不動産業	23,400	2,345.00	54,873,000	2,445.00	57,213,000	1.88
22	日本	株式	昭和電工	化学	258,000	292.00	75,336,000	217.00	55,986,000	1.84
23	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	56	1,102,000.00	61,712,000	995,000.00	55,720,000	1.83
24	日本	株式	住友信託銀行	銀行業	80,000	657.00	52,560,000	670.00	53,600,000	1.76
25	日本	株式	KDDI	情報・通信業	90	638,000.00	57,420,000	589,000.00	53,010,000	1.74
26	日本	株式	横浜銀行	銀行業	103,000	552.04	56,860,337	502.00	51,706,000	1.70
27	日本	株式	住友不動産	不動産業	23,000	2,250.00	51,750,000	2,215.00	50,945,000	1.67
28	日本	株式	信越化学工業	化学	9,900	6,230.00	61,677,000	4,890.00	48,411,000	1.59
29	日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	166,000	411.00	68,226,000	284.00	47,144,000	1.55
30	日本	株式	小糸製作所	電気機器	46,000	1,255.00	57,730,000	966.00	44,436,000	1.46

上位 30 銘柄

投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額比率です。

業種別投資比率

平成 20 年 9 月 30 日現在

種類	地域	業種	投資比率 (%)
株式	日本	電気機器	16.88
		銀行業	11.78
		医薬品	10.60
		輸送用機器	8.83
		化学	8.52
		情報・通信業	5.27
		食料品	4.15
		卸売業	4.14
		その他金融業	3.98
		不動産業	3.92
		機械	3.15
		陸運業	2.96
		小売業	2.67
		海運業	2.44
		鉄鋼	1.92
		石油・石炭製品	1.33
		電気・ガス業	1.33
		サービス業	1.30
		金属製品	1.25
合計			96.42

投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各業種の時価評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (平成15年8月20日)	2,199	2,218	11,048	11,148
第2期計算期間末 (平成16年8月20日)	3,646	3,745	11,095	11,395
第3期計算期間末 (平成17年8月22日)	3,679	3,828	12,365	12,865
第4期計算期間末 (平成18年8月21日)	3,129	4,652	11,309	16,809
第5期計算期間末 (平成19年8月20日)	3,626	3,626	10,589	10,589
第6期計算期間末 (平成20年8月20日)	2,639	2,639	8,313	8,313
平成19年9月末日	3,902	-	11,461	-
10月末日	3,809	-	11,357	-
11月末日	3,521	-	10,517	-
12月末日	3,304	-	9,917	-
平成20年1月末日	2,926	-	8,838	-
2月末日	2,889	-	8,752	-
3月末日	2,620	-	7,984	-
4月末日	2,976	-	9,143	-
5月末日	3,183	-	9,841	-
6月末日	2,922	-	9,103	-
7月末日	2,851	-	8,961	-
8月末日	2,655	-	8,397	-
9月28日(直近日)	2,203	-	7,039	-

分配の推移

計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期計算期間(H14.11.29～H15.8.20)	100
第2期計算期間(H15.8.21～H16.8.20)	300
第3期計算期間(H16.8.21～H17.8.22)	500
第4期計算期間(H17.8.23～H18.8.21)	5,500
第5期計算期間(H18.8.22～H19.8.20)	0
第6期計算期間(H19.8.21～H20.8.20)	0

収益率の推移

計算期間	収益率(%)
第1期計算期間(H14.11.29～H15.8.20)	11.48
第2期計算期間(H15.8.21～H16.8.20)	3.14
第3期計算期間(H16.8.21～H17.8.22)	15.95
第4期計算期間(H17.8.23～H18.8.21)	35.94
第5期計算期間(H18.8.22～H19.8.20)	6.37
第6期計算期間(H19.8.21～H20.8.20)	21.49

(注) 収益率の算出方法:

計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を、前期末基準価額で除して100を乗じた数値です。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等

ファンドを取得される際には、販売会社取引口座を開設のうえ、お申し込みください。

お申込みの受付は原則として各営業日の午後 3 時（わが国の金融商品市場が半休日の場合は午前 11 時）までとし、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付とします。

収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の 2 つのコースがあります。各申込コースの取得申込単位は以下の通りです。また、各コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

申込コース	申込単位
自動けいぞく投資コース	1 万円以上 1 円単位
一般コース	1 万口以上 1 万口単位

取得申込総金額（発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた額。以下同じ。）において 1 万円以上 1 円単位とします。

収益分配金を再投資する場合は、1 口単位とします。

取得申込時に販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。この場合、原則として収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

「定期引出」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を取り扱っている販売会社の本支店等においては、「定期引出」を選択することができます。

ただし、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合は 1 口単位とします。

「自動けいぞく投資コース」を選択した場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を別途締結します。

また、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。なお、投資信託定時定額購入プラン（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を申し込まれた申込者については、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもってファンドの取得の申込みを行います。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前 9 時から午後 5 時まで
(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前 9 時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgam.co.jp/>

取得価額は、取得申込受付日の基準価額とします。お申込代金は、取得申込受付日の 1 口当たりの基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料を加えた額となります。

前記にかかわらず、委託会社は、金融商品市場における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込の受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

前記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 換金（解約）手続等

換金に関する手続き、または換金価格についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

解約請求によりいつでも換金することができます。受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に下記の解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

申込コース	解約単位
自動けいぞく投資コース	1 口単位
一般コース	1 万口単位

この場合のお申込みの受付は原則として各営業日の午後 3 時（わが国の金融商品市場が半休日の場合は午前 11 時）までとし、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付とします。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。解約請求による解約時の費用等の詳細は、「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。

委託会社は、金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、ファンドの一部解約の価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして前記の規定に準じて計算された価額とします。

解約代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から販売会社

の営業所等において受益者に支払います。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行しており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われています。

ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に解約（換金）代金が受益者に支払われ、解約（換金）が平成 19 年 1 月 4 日前に行われる場合については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。平成 18 年 12 月 29 日時点で保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しています。受益証券をお手許で保有されている方で、平成 19 年 1 月 4 日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

7 管理及び運営の概要

(1) 資産の評価

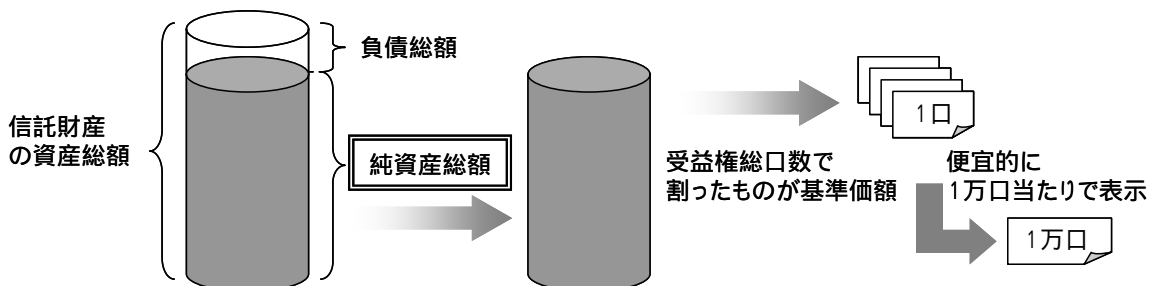
基準価額の計算方法

ファンド 1 口当たりの純資産額を基準価額といいます（ただし便宜上 1 万口当たりに換算した価額で表示されます。）

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額の計算頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社によって毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることによって知ることができます。また基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄〔SGアセット〕にて「日本株」の略称で掲載されます。）なお、基準価額は 1 万口当たりで表示されます。



追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者ごとの

信託時の受益権の価額等²に応じて計算されるものとします。

1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 信託期間

1)当ファンドの信託期間は、平成24年8月20日までとします。

2)委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(3) 計算期間

1)当ファンドの計算期間は、原則として毎年8月21日から翌年8月20日までとします。

2)計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(4) 信託の終了(ファンドの繰上償還)

1. 委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が20億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、前記1.の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託契約の解約を行いません。

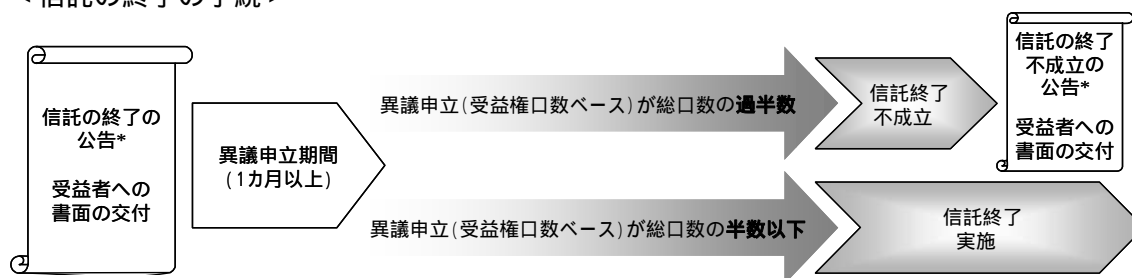
5. 委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

6. 前記3.~5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

8. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(5)信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社がその任務を辞任する場合および解任される場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

< 信託の終了の手続 >

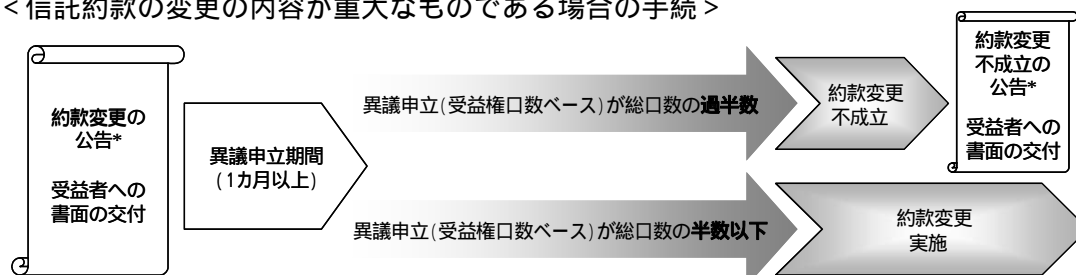


* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(5) 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは原則として公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託約款の変更を行いません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 1. ～ 5. までの規定にしたがいます。

< 信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続 >



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(6) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、前記「(4)信託の終了 3.」または「(5)信託約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(7) 運用経過の報告

委託会社は、毎計算期間終了ごとおよび償還時に運用報告書を作成します。運用報告書については、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社から送付します。

(8) 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

(9) 開示

ファンドの有価証券報告書を計算期間の終了後 3 ヶ月以内および半期報告書を計算期間の最初の 6 ヶ月経過後 3 ヶ月以内に提出します。

また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（E D I N E T）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。

第2 財務ハイライト情報

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第5期計算期間(平成18年8月22日から平成19年8月20日まで)については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第6期計算期間(平成19年8月21日から平成20年8月20日まで)については同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号により改正されておりますが、第5期計算期間(平成18年8月22日から平成19年8月20日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第6期計算期間(平成19年8月21日から平成20年8月20日まで)については同内閣府令附則第3条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ここに表示する財務諸表(「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」)は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」(投資信託説明書(請求目論見書))から抜粋して記載しております。

- (2) 当ファンドは、第5期計算期間(平成18年8月22日から平成19年8月20日まで)の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第6期計算期間(平成19年8月21日から平成20年8月20日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、その証明にかかる監査報告書は当該財務諸表に添付されております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

りそな・日本株オープン

(1)貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第5期 (平成19年8月20日現在)	第6期 (平成20年8月20日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		351,275,693	56,830,474
親投資信託受益証券		3,329,648,904	2,606,740,043
未収利息		5,084	622
流動資産合計		3,680,929,681	2,663,571,139
資産合計		3,680,929,681	2,663,571,139
負債の部			
流動負債			
未払解約金		19,046,518	2,008,191
未払受託者報酬		2,375,846	1,494,816
未払委託者報酬		33,261,761	20,927,330
その他未払費用		118,731	74,679
流動負債合計		54,802,856	24,505,016
負債合計		54,802,856	24,505,016
純資産の部			
元本等			
元本			
元本		3,424,279,536	3,174,785,857
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		201,847,289	535,719,734
(分配準備積立金)		(167,305,295)	(148,291,263)
純資産合計		3,626,126,825	2,639,066,123
負債・純資産合計		3,680,929,681	2,663,571,139

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第5期 自 平成18年 8月22日 至 平成19年 8月20日	第6期 自 平成19年 8月21日 至 平成20年 8月20日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		235,198	209,861
有価証券売買等損益		39,302,695	692,908,861
営業収益合計		39,067,497	692,699,000
営業費用			
受託者報酬		5,089,478	3,314,945
委託者報酬		71,252,529	46,409,045
その他費用		254,359	165,626
営業費用合計		76,596,366	49,889,616
営業損失金額		115,663,863	742,588,616
経常損失金額		115,663,863	742,588,616
当期純損失金額		115,663,863	742,588,616
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		140,286,956	-
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		-	30,482,851
期首剰余金		362,215,441	201,847,289
剰余金増加額		395,044,871	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額		395,044,871	-
剰余金減少額		299,462,204	25,461,258
当期一部解約に伴う剰余金減少額		299,462,204	23,057,159
当期追加信託に伴う剰余金減少額		-	2,404,099
分配金		-	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()		201,847,289	535,719,734

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第5期 自 平成18年 8月22日 至 平成19年 8月20日	第6期 自 平成19年 8月21日 至 平成20年 8月20日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの計算期間は前期末 が休日のため、平成18年8月22日から 平成19年8月20日までとなっております。	当ファンドの計算期間は平成19 年8月21日から平成20年8月20日まで となっております。

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

受益者は、その帰属する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の帰属する受益権の口数の減少および譲受人に帰属する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがたって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込(販売)手続等

2 換金(解約)手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

(2) 保管

(3) 信託期間

(4) 計算期間

(5) その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

(2) 損益及び剰余金計算書

(3) 注記表

(4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

りそな・日本株オープン 約款

【運用の基本方針】

約款第 17 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

【基本方針】

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

【運用方法】

(1)投資対象

りそな・日本株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(2)投資態度

主として、りそな・日本株マザーファンド受益証券に投資します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。

ただし、当初設定日直後、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことができます。

【運用制限】

(1)株式への実質投資割合には制限を設けません。

(2)外貨建資産への投資は行いません。

(3)新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

(4)投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

(5)同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

(6)同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

(7)同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予

約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

【収益分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行うことを基本とします。

(1)分配対象額の範囲

繰越分を含めた、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2)分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

(3)留保益の運用方針

収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第3条 委託者は、金300億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成24年8月20日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第7条 委託者は、第3条第1項に規定する信託によって生じた受益権については300億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の

基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）

を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第 11 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第 12 条 指定販売会社は、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権を、その取得申込者に対して 1 万口以上 1 万口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、指定販売会社と別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品市場（この約款において、金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同

項第 5 号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

第 3 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第 37 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

(1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利

(5) 金融先物取引のうち取引所金融先物取引等（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法第 66 号）第 1 条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和 63 年法第 77 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいいます。）にかかる権利

(6) 第 23 条に定める取引にかかる権利

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

【有価証券および金融商品の指図範囲等】

第 16 条 委託者は、信託金を、主としてソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるりそな・日本株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証券

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 3 号で定めるものをいいます。）

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）

8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）

9．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）

14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをい

ます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをい、有価証券にかかるものに限ります。）

17．預託証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20．抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）

21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書および第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券および第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

前 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総

額の割合を乗じて得た額をいいます。

【運用の基本方針】

第 17 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第 18 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所（この約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよびわが国の金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができますものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第 19 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

前 2 項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該銘柄の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第 20 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち

信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図範囲】

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行なうこととします。

【先物取引等の運用指図】

第 22 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）

委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第 23 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワッ

ブ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50% を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50% を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図範囲】

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第 26 条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れ】

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、

当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

【保管業務の委任】

第 27 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第 28 条 (削除)

【混蔵寄託】

第 29 条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【一括登録】

第 30 条 (削除)

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第 31 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第 32 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第 33 条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第 34 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第 35 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第 36 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第 37 条 この信託の計算期間は、毎年 8 月 21 日から翌年 8 月 20 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 11 月 29 日から平成 15 年 8 月 20 日ま

でとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第 38 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第 39 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産にかかる監査報酬の額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中より支弁するものとします。

【信託報酬等の額】

第 40 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 150 の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

【収益分配】

第 41 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てること

ができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第 42 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 44 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、前項の受益者がその有する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みを中止することを申し出た場合においては、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金

の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第 43 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 42 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 42 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金および償還金の時効】

第 44 条 受益者が、収益分配金については第 42 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 42 条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託の一部解約】

第 45 条 受益者（指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 万口単位（別に定める契約にかかる受益権または指定販売会社に帰属にかかる受益権については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。

委託者は、金融商品市場（金融商品取引法第 2 条第 17

項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。)における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を交付したものと、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の交付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第47条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約を行いません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は第52条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一

定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更を行いません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第 53 条 第 47 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 47 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【信託期間の延長】

第 54 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【公告】

第 55 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第 56 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【付則】

第 1 条 第 42 条第 7 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条、第 11 条、第 13 条から第 18 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 11 月 29 日

委託者 東京都中央区日本橋室町三丁目 2 番 15 号
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区大手町二丁目 1 番 1 号
りそな信託銀行株式会社





SOCIETE GENERALE
Asset Management

りそな・日本株オープン
追加型株式投資信託 / 国内株式型(一般型)

**投資信託説明書
(請求目論見書)
2008年11月**

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

1. 「りそな・日本株オープン」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成20年11月20日に関東財務局長に提出しており、平成20年11月21日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「りそな・日本株オープン」の価額は、同ファンドに実質的に組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受け基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。



有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成20年11月20日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 出 川 昌 人
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそな・日本株オープン
募集内国投資信託受益証券の金額	継続募集額：上限 1 兆円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

第 1	ファンドの沿革	1
第 2	手続等	1
1	申込（販売）手続等	1
2	換金（解約）手続等	2
第 3	管理及び運営	3
1	資産管理等の概要	3
2	受益者の権利等	9
第 4	ファンドの経理状況	11
1	財務諸表	14
2	ファンドの現況	23
第 5	設定及び解約の実績	23

第1 ファンドの沿革

平成14年11月29日 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

- (1) ファンドを取得される際には、販売会社取引口座を開設のうえ、お申し込みください。
- (2) お申込みの受付は原則として各営業日の午後3時（わが国の金融商品市場が半休日の場合は午前11時）までとし、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付とします。
- (3) 収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。各申込コースの取得申込単位は以下の通りです。また、各コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

申込コース	申込単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上 1円単位
一般コース	1万口以上 1万口単位

取得申込総金額（発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた額。以下同じ。）において1万円以上1円単位とします。

収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

取得申込時に販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。この場合、原則として収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

「定期引出」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を取り扱っている販売会社の本支店等においては、「定期引出」を選択することができます。

ただし、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

「自動けいぞく投資コース」を選択した場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を別途締結します。

また、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。なお、投資信託定時定額購入プラン（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を申し込まれた申込者については、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもってファンドの取得の申込みを行います。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgam.co.jp/>

- (4) 取得価額は、取得申込受付日の基準価額とします。お申込代金は、取得申込受付日の1口当たりの基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料を加えた額となります。
- (5) 前記(2)にかかわらず、委託会社は、金融商品市場における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込の受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- (6) 前記(4)にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 換金（解約）手続等

換金に関する手続き、または換金価格についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- (1) 解約請求によりいつでも換金することができます。受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に下記の解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

申込コース	解約単位
自動けいぞく投資コース	1口単位
一般コース	1万口単位

この場合のお申込みの受付は原則として各営業日の午後3時（わが国の金融商品市場が半休日の場合は午前11時）までとし、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付とします。

- (2) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (4) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。
- (5) 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- (6) 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、ファンドの一部解約の価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記(4)の規定に準じて計算された価額とします。

(7) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払います。

(8) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。ただし、平成19年1月4日以降に解約（換金）代金が受益者に支払われ、解約（換金）が平成19年1月4日前に行われる場合については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。平成18年12月29日時点で保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しています。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

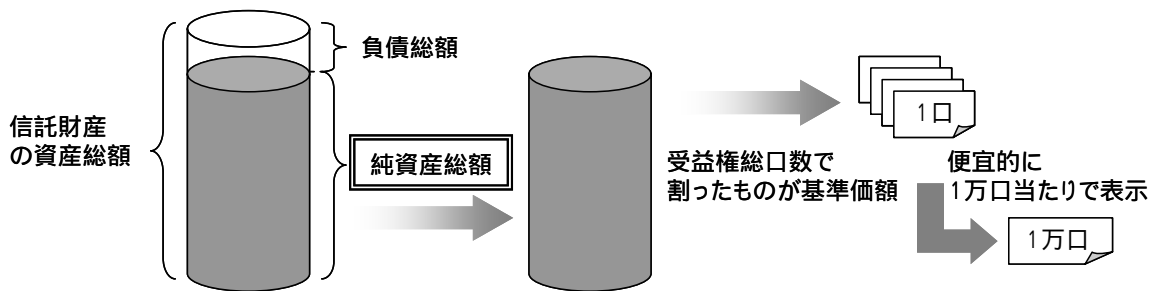
基準価額の計算方法

ファンド1口当たりの純資産額を基準価額といいます（ただし便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。）。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額の計算頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社によって毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることによって知ることができます。また基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄〔SGアセット〕にて「日本株」の略称で掲載されます。）なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。



追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等²に応じて計算されるものとします。

「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

当ファンドの信託期間は、平成24年8月20日までとします。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 計算期間

当ファンドの計算期間は、原則として毎年8月21日から翌年8月20日までとします。

計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

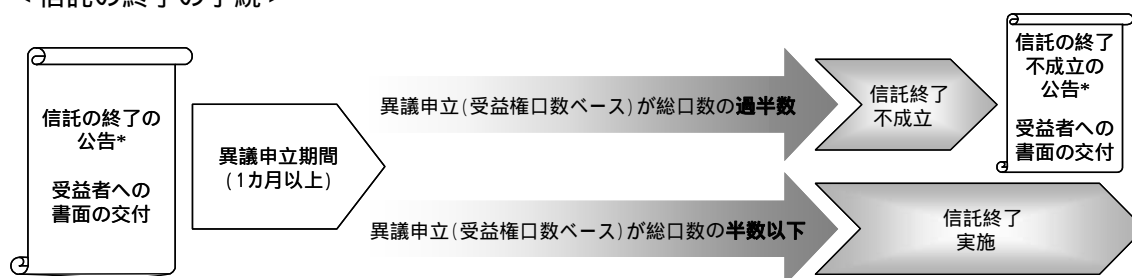
(5) その他

信託の終了（ファンドの繰上償還）

1. 委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が20億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、前記 1. の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託契約の解約を行いません。
5. 委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
6. 前記 3. ～5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「 信託約款の変更 4. 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社者と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社がその任務を辞任する場合および解任される場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

< 信託の終了の手続 >



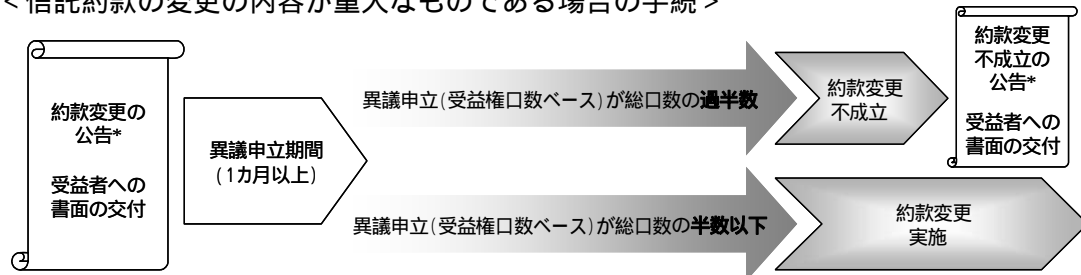
* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは原則として公告を行いません。

3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託約款の変更を行いません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 1. ~ 5. までの規定にしたがいます。

< 信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続 >



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、前記「 信託の終了 3. 」または「 信託約款の変更 3. 」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

運用経過の報告

委託会社は、計算期間の終了ごとおよび償還時に運用報告書を作成します。運用報告書については、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社から送付します。

ファンド資産の保管

1. 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、そ

の業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

2. 受託会社は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。
3. 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、その金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関にその金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。
4. 信託財産に属する有価証券については、委託会社または受託会社が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドにかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、前記の規定によるマザーファンドの一部解約金、有価証券の売却代金、マザーファンドの収益分配金、有価証券の償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

受託会社による資金の立替え

1. 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
2. 信託財産に属する有価証券の償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
3. 前記 1. および 2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

受益権の帰属と受益証券の不発行

1. この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託会社があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
2. 委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等によ

り受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3. 委託会社は、信託約款の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

受益権の設定にかかる受託者の通知

受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

受益権の分割および再分割、追加日時の異なる受益権の内容

1. 委託会社は、当初設定における受益権については 585,915,236 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。
2. 委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
3. この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益権の譲渡にかかる記載または記録、受益権の譲渡の対抗要件

1. 受益者は、その帰属する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
2. 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の帰属する受益権の口数の減少および譲受人の帰属する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
3. 委託会社は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。受益者は、その帰属する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
4. 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託会社に提出します。また、受託会社は信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報

告書を作成して、これを委託会社に提出します。

公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更新

委託会社と販売会社との間で締結された証券投資信託受益証券の募集販売の取扱い等に関する契約は、契約日より1年間を有効期間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、その後の取扱いについても同様とします。

開示

ファンドの有価証券報告書を計算期間の終了後3ヵ月以内および半期報告書を計算期間の最初の6ヵ月経過後3ヵ月以内に提出します。

また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（E D I N E T）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。

2 受益者の権利等

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受託会社は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分

配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配交付票と引換えに受益者に支払います。

- 3) 前記 2) の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を指定販売会社に交付されます。この場合、委託会社の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該申込により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、信託約款の規定により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。
- 4) 前記 3) の規定にかかわらず、あらかじめ分配金を定期的に引出せる「投資信託定期引出」を選択された受益者に対しては、再投資を行わず分配金を支払います。
- 5) 前記に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日目）までに、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

- 3) 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

換金に関する請求権

受益者は、帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより当該受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法については、「第 2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

収益分配金および償還金の時効

受益者が、収益分配金については支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。))ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。))に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第5期計算期間(平成18年8月22日から平成19年8月20日まで)については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第6期計算期間(平成19年8月21日から平成20年8月20日まで)については同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号により改正されておりますが、第5期計算期間(平成18年8月22日から平成19年8月20日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第6期計算期間(平成19年8月21日から平成20年8月20日まで)については同内閣府令附則第3条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、第5期計算期間(平成18年8月22日から平成19年8月20日まで)の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第6期計算期間(平成19年8月21日から平成20年8月20日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

独立監査人の監査報告書

平成19年10月19日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士

水守理智 

代表社員
業務執行社員 公認会計士

英公一 

当監査法人は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・日本株オープンの平成18年8月22日から平成19年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・日本株オープンの平成19年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成20年10月17日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

水守理智 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

亀井純子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・日本株オープンの平成19年8月21日から平成20年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・日本株オープンの平成20年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

りそな・日本株オープン

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第5期 (平成19年8月20日現在)	第6期 (平成20年8月20日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		351,275,693	56,830,474
親投資信託受益証券		3,329,648,904	2,606,740,043
未収利息		5,084	622
流動資産合計		3,680,929,681	2,663,571,139
資産合計		3,680,929,681	2,663,571,139
負債の部			
流動負債			
未払解約金		19,046,518	2,008,191
未払受託者報酬		2,375,846	1,494,816
未払委託者報酬		33,261,761	20,927,330
その他未払費用		118,731	74,679
流動負債合計		54,802,856	24,505,016
負債合計		54,802,856	24,505,016
純資産の部			
元本等			
元本			
元本		3,424,279,536	3,174,785,857
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 ()		201,847,289	535,719,734
(分配準備積立金)		(167,305,295)	(148,291,263)
純資産合計		3,626,126,825	2,639,066,123
負債・純資産合計		3,680,929,681	2,663,571,139

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

期 別 科 目	第5期 自 平成18年 8月22日 至 平成19年 8月20日	第6期 自 平成19年 8月21日 至 平成20年 8月20日
	金 額	金 額
営業収益		
受取利息	235,198	209,861
有価証券売買等損益	39,302,695	692,908,861
営業収益合計	39,067,497	692,699,000
営業費用		
受託者報酬	5,089,478	3,314,945
委託者報酬	71,252,529	46,409,045
その他費用	254,359	165,626
営業費用合計	76,596,366	49,889,616
営業損失金額	115,663,863	742,588,616
経常損失金額	115,663,863	742,588,616
当期純損失金額	115,663,863	742,588,616
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	140,286,956	-
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	-	30,482,851
期首剰余金	362,215,441	201,847,289
剰余金増加額	395,044,871	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額	395,044,871	-
剰余金減少額	299,462,204	25,461,258
当期一部解約に伴う剰余金減少額	299,462,204	23,057,159
当期追加信託に伴う剰余金減少額	-	2,404,099
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	201,847,289	535,719,734

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第5期 自 平成18年 8月22日 至 平成19年 8月20日	第6期 自 平成19年 8月21日 至 平成20年 8月20日
1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3.その他	当ファンドの計算期間は前期末が 休日のため、平成18年8月22日から平 成19年8月20日までとなっております。	当ファンドの計算期間は平成19年 8月21日から平成20年8月20日までと なっております。

(貸借対照表に関する注記)

第5期 (平成19年8月20日現在)	第6期 (平成20年8月20日現在)
1.計算期間の末日における受益権の総数 3,424,279,536口	1.計算期間の末日における受益権の総数 3,174,785,857口
2.計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0589円 (10,000口当たり純資産額 10,589円)	2.投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 535,719,734 円 3.計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8313円 (10,000口当たり純資産額 8,313円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 5 期 自 平成 18 年 8 月 22 日 至 平成 19 年 8 月 20 日	第 6 期 自 平成 19 年 8 月 21 日 至 平成 20 年 8 月 20 日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 5 期 (自 平成 18 年 8 月 22 日 至 平成 19 年 8 月 20 日)

該当事項はありません。

第6期（自 平成 19 年 8 月 21 日 至 平成 20 年 8 月 20 日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第5期（自 平成 18 年 8 月 22 日 至 平成 19 年 8 月 20 日）

該当事項はありません。

第6期（自 平成 19 年 8 月 21 日 至 平成 20 年 8 月 20 日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第5期 自 平成 18 年 8 月 22 日 至 平成 19 年 8 月 20 日		第6期 自 平成 19 年 8 月 21 日 至 平成 20 年 8 月 20 日	
期首元本額	2,767,691,058 円	期首元本額	3,424,279,536 円
期中追加設定元本額	2,950,241,451 円	期中追加設定元本額	150,370,604 円
期中一部解約元本額	2,293,652,973 円	期中一部解約元本額	399,864,283 円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種 類	第5期 自 平成 18 年 8 月 22 日 至 平成 19 年 8 月 20 日		第6期 自 平成 19 年 8 月 21 日 至 平成 20 年 8 月 20 日	
	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	3,329,648,904	188,874,191	2,606,740,043	661,290,647
合 計	3,329,648,904	188,874,191	2,606,740,043	661,290,647

3. デリバティブ取引関係

第5期（自 平成 18 年 8 月 22 日 至 平成 19 年 8 月 20 日）

該当事項はありません。

第6期（自 平成 19 年 8 月 21 日 至 平成 20 年 8 月 20 日）

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成 20 年 8 月 20 日現在)

種類	銘柄	口 数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	りそな・日本株マザーファンド	1,762,501,720	2,606,740,043	
小 計	銘柄数：1		2,606,740,043	
	組入時価比率：98.8%		100%	
合 計			2,606,740,043	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考

りそな・日本株マザーファンド

当ファンドは「りそな・日本株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1 「りそな・日本株マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位:円)

科目	対象年月日	(平成20年8月20日現在)
		金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		64,169,173
株式		3,566,060,600
未収配当金		1,660,050
未収利息		703
流動資産合計		3,631,890,526
資産合計		3,631,890,526
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		-
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本		
元本		2,455,716,010
剰余金		
剰余金		1,176,174,516
純資産合計		3,631,890,526
負債・純資産合計		3,631,890,526

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	自 平成19年 8月21日 至 平成20年 8月20日
1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式	原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 (2)有価証券売買等損益の計上基準	受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

(平成20年8月20日現在)	
1.期首	平成 19 年 8 月 21 日
期首元本額	2,458,296,858 円
期首より平成 20 年 8 月 20 日までの期中追加設定元本額	190,626,603 円
期首より平成 20 年 8 月 20 日までの期中一部解約元本額	193,207,451 円
期末元本額	2,455,716,010 円
期末元本額の内訳	
りそな・日本株オープン	1,762,501,720 円
りそな・S G 収益分配型日本株ファンド(隔月決算型)	693,214,290 円
2.計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.4790 円
(10,000 口当たり純資産額	14,790 円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成20年8月20日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	東洋水産	49,000	2,680.00	131,320,000	
	昭和電工	258,000	292.00	75,336,000	
	信越化学工業	9,900	6,230.00	61,677,000	
	エア・ウォーター	71,000	1,315.00	93,365,000	
	日立化成工業	29,400	2,115.00	62,181,000	
	富士フイルムホールディングス	15,100	3,370.00	50,887,000	
	武田薬品工業	24,400	5,700.00	139,080,000	
	アステラス製薬	23,200	4,680.00	108,576,000	
	ツムラ	35,000	2,880.00	100,800,000	
	新日鉱ホールディングス	96,500	579.00	55,873,500	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	18,400	4,510.00	82,984,000	
	日本発條	67,000	740.00	49,580,000	
	日立建機	29,300	2,620.00	76,766,000	
	椿本チエイン	64,000	576.00	36,864,000	
	ジェイテクト	22,900	1,407.00	32,220,300	
	コニカミノルタホールディングス	81,000	1,534.00	124,254,000	
	三菱電機	100,000	949.00	94,900,000	
	富士電機ホールディングス	134,000	266.00	35,644,000	
	安川電機	29,000	847.00	24,563,000	
	富士通	67,000	763.00	51,121,000	
	スタンレー電気	47,300	2,120.00	100,276,000	
	小糸製作所	46,000	1,255.00	57,730,000	
	キャノン	17,100	5,040.00	86,184,000	
	リコー	54,000	1,741.00	94,014,000	
	いすゞ自動車	166,000	411.00	68,226,000	
	フタバ産業	23,100	1,773.00	40,956,300	
	アイシン精機	25,900	2,710.00	70,189,000	
	マツダ	138,000	556.00	76,728,000	
	本田技研工業	12,300	3,580.00	44,034,000	
	ヤマハ発動機	21,900	1,646.00	36,047,400	
	ニコン	10,000	3,440.00	34,400,000	
	大阪瓦斯	112,000	386.00	43,232,000	
	東日本旅客鉄道	44	845,000.00	37,180,000	
	東海旅客鉄道	56	1,102,000.00	61,712,000	
	商船三井	84,000	1,262.00	106,008,000	
	オービック	2,420	18,450.00	44,649,000	
	大塚商会	3,400	7,800.00	26,520,000	
	KDDI	90	638,000.00	57,420,000	
	ソフトバンク	31,900	1,859.00	59,302,100	
	伊藤忠商事	144,000	890.00	128,160,000	
	豊田通商	49,100	1,882.00	92,406,200	
	良品計画	7,800	5,890.00	45,942,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	122,200	817.00	99,837,400	
	三井住友フィナンシャルグループ	230	675,000.00	155,250,000	
	横浜銀行	45,000	614.00	27,630,000	
	住友信託銀行	80,000	657.00	52,560,000	
	みずほフィナンシャルグループ	148	468,000.00	69,264,000	
	オリックス	7,260	13,420.00	97,429,200	
	野村不動産ホールディングス	23,400	2,345.00	54,873,000	
	東急不動産	30,000	500.00	15,000,000	
	住友不動産	23,000	2,250.00	51,750,000	
	ユー・エス・エス	5,880	7,340.00	43,159,200	
小計	銘柄数：52			3,566,060,600	
	組入時価比率：98.2%			100%	
合計				3,566,060,600	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

（2）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

平成 20 年 9 月 30 日現在

資産総額	2,208,342,248円
負債総額	4,388,567円
純資産総額 (-)	2,203,953,681円
発行済数量	3,130,911,800口
1 万口当り純資産額 (/)	7,039円

(参考) リそな・日本株マザーファンドの現況

純資産額計算書

平成 20 年 9 月 30 日現在

資産総額	3,225,990,060円
負債総額	176,691,307円
純資産総額 (-)	3,049,298,753円
発行済数量	2,432,839,550口
1 万口当り純資産額 (/)	12,534円

第 5 設定及び解約の実績

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間 (H14.11.29 ~ H15.8.20)	4,166,250,722	2,175,750,054
第2期計算期間 (H15.8.21 ~ H16.8.20)	4,438,868,676	3,142,258,652
第3期計算期間 (H16.8.21 ~ H17.8.22)	2,155,564,577	2,466,762,277
第4期計算期間 (H17.8.23 ~ H18.8.21)	2,292,703,407	2,500,925,341
第5期計算期間 (H18.8.22 ~ H19.8.20)	2,950,241,451	2,293,652,973
第6期計算期間 (H19.8.21 ~ H20.8.20)	150,370,604	399,864,283



